

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成25年12月19日 13:30～17:00

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議会委員 >

大久保栄治、片谷教孝、坂本康、佐藤文男、高木直樹、田中章、角田謙朗、早見正一、
平林公男、福原博篤、湯本光子

< 事務局 >

森林環境総務課 芹沢課長、依田課長補佐、土橋副主幹、望月専門員、渡邊主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 甲府都市計画事業 昭和町常永土地区画整理事業 中間報告書について

議題2 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について

議題3 山梨県環境影響評価条例の改正について

議題4 その他

3 閉会

資料

1) 甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業の中間報告書手続について

2) 小委員会における検討の進捗及び中間報告

3) 審議における参考資料

4) 今後の審議会の進め方について

5) 山梨県環境影響評価条例の改正について

6) 第2回生活環境1（大気環境）小委員会議事録（平成25年11月29日）

7) 第3回自然環境小委員会概要（平成25年12月10日）

8) 第3回生活環境2（水環境等）小委員会概要（平成25年12月12日）

1 開会

(進行 依田課長補佐)

それでは時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。本日は皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより山梨県環境影響評価等技術審議委員会を開催させていただきます。議事に入る前に芹沢森林環境総務課長よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

(芹沢森林環境総務課長)

本日はお忙しい中、技術審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の一つ目の議題でございます昭和町常永土地地区画整理事業 中間報告書につきましては、平成 18 年度に評価書の手続きを終了した案件でございます。今回工事中の状況を取りまとめた中間報告書が 1 2 月 1 0 日から 1 月 1 0 日まで縦覧され、1 月 2 4 日までに県民に意見が受け付けられるというところでございます。会議では事業者からの説明を受けた後に皆様にご審議いただくということになります。よろしくお願ひいたします。

それから 2 つ目の議題でございますが、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書。これにつきましては、各小委員会からの中間報告について全体的なご議論をいただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、何度も小委員会にご出席いただきまして感謝申し上げます。

本日はほかにも議題を用意させていただいております、限られた時間でございますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

よろしくお願ひをいたします。

3 議事

(進行 依田課長補佐)

本審議会は山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。本日は 1 5 名の委員のうち、1 1 名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第 4 7 条第 1 1 項に規定される 2 分の 1 以上の出席が得られましたので、本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで配布資料の確認を行います。

まず、事務局のほうで用意するものですが次第があります。

それから資料の 1 が、甲府都市計画事業、昭和町常永土地地区画整理事業の中間報告書手続きについてと題されているもの。

資料の 2 が 3 種類ありまして、いずれも小委員会における検討の進捗および中間報告等に題されたものです。2 の 1、2 の 2、2 の 3 がございます。

資料の 3、表になっているもので審議における参考資料です。

資料の 4 が今後の審議会の進め方について。

資料の 5 が、山梨県環境影響評価条例の改正について。

資料の 6 が、第 2 回生活環境 1 (大気環境) 小委員会議事録。

資料の 7 が、第 3 回自然環境小委員会概要。

資料の 8 が、第 3 回生活環境 2（水環境等）小委員会概要。

それから後ろにも付いていますが審議会の皆様の名簿が付いてございます。

資料に不足がある場合には事務局のほうにお申し出下さい。

それでは議事に入るわけですが、審議会を円滑に進行するため傍聴人の皆様には次の点についてご協力をお願いします。

会議開催中は静粛に傍聴し、拍手、その他の方法により言論に対して公然と賛否を表明しないでください。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。会議場において飲食または喫煙はお控えください。その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでいただきたいと思ひます。

それではこれより次第に従いまして議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

（議長 片谷会長）

委員の皆様にはご多忙の中、また悪天候の中お集まりいただきましてありがとうございます。審査に入ります前に本審議会の運営方法について、いつものことですがよろしくお願いしたいと思ひます。

本審議会につきましては平成 17 年 7 月 8 日の技術審議会において議論していただきましたとおり、制度の主旨である『公平性、透明性』を確保するために審議そのものについて広く公開する中で行うことが必要であるということから、動植物の希少種や個人情報のある部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するということになっておりますのでご確認をお願いいたします。

本日は希少動植物保護の観点から、一部の審議について非公開で行う部分がございますのでご了解のほどをお願いいたします。その非公開部分の審議を行います際には、報道関係の皆様と傍聴人の皆様には一時この会議室からご退出いただくこととなりますので、ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

本日の議事でございますけれども、先ほど課長からも紹介がありましたように 3 件用意されております。

1 件目が昭和常永土地区画整理事業の中間報告書。

それから 2 点目がリニア中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について。

議題 3 といたしまして、県の環境影響評価条例の改正についても審議をしていただくことになっております。

だいぶ長くかかるかと思ひますけれども、できるだけ迅速に進めたいと思ひますのでご協力をよろしくお願ひいたします。

議題 1

(甲府都市計画事業 昭和町常永土地地区画整理事業 中間報告について)

< 事業者等出席者 >

昭和町土地地区画整理課 秋山課長、伊藤主査
(株)山梨県環境科学検査センター 安部氏

(議長 片谷会長)

それでは早速議題 1 に入らせていただきます。

この案件は既に評価書が、7 年も前に評価書が出ている事業でございます。委員の皆様の中にはそのあとに委員に就任された方もいらっしゃいますし、ずっとその頃から委員をしております私でも、もうどんな内容だったか十分思い出せないような状況もございますので、まずこの案件に関しますこれまでの経緯につきまして事務局から一通りご説明いただいて、審議に入るといふことにさせていただきたいと思っております。

では事務局からお願いいたします。

(事務局 : 土橋副主幹)

それでは事務局のほうから本案件につきまして、これまでの手続きの状況等を踏まえましてご説明させていただきます。

この昭和町の土地地区画整理事業につきましては、平成 17 年 3 月に方法書手続きに入りました。これは本県の環境影響評価条例の 1 号案件としまして手続きに入ったものであります。

場所は、甲府の南側になります昭和町の常永地区でございます。この地域においてはショッピングセンターと、あとは土地地区画整理事業があわせて行われるという中で、特にショッピングセンターを含む事業を今後街づくりがどう行われていくかということが中心になるような案件でございます。

対象事業の種類としましては、土地地区画整理事業でございます。規模としては、環境影響評価条例の第 2 分類事業であり、必ず環境影響評価の手続きを行う事業となっております。

対象事業の規模につきましては 63.4 ヘクタールです。関係地域としましては、事業が行われる昭和町、それと北側に位置する甲斐市、南側に位置する中央市となっております。

これまでの手続きの流れとしましては、平成 17 年 3 月に方法書手続きに入らして、17 年 11 月に準備書手続きに入る。評価書手続きとしては平成 18 年の 7 月になっております。最終的に補正した評価書の縦覧期間が終了したのが平成 18 年の 11 月 5 日となっております。

ここで着手前の手続きはこの時点で終了しています。その後事業計画の見直し等が一部ございましたが、基本的には影響が大きくなるほうに変わっていないということの中で、そのまま手戻り等がない中で今日まで至っておりますが、工事につきましては平成 20 年に工事の着手届けがたまして、実際にそこから工事が始まったということになっております。

現在まだ工事中で、ショッピングセンターが一昨年度できたと思っておりますが、オープンしまして、そういった中である程度時間が経っているということもありますので、24 年度を基準年としまして内容を整理したところでございます。

中間報告につきましては、手続きの流れの状況ですが、先週12月10日から中間報告書の縦覧を行っております。

また意見の募集につきましては、現在意見の募集期間中ですが、1月24日まで事業者の意見を提出していただく手続き中ということであります。

今後につきましては、事業者のほうから見解書、今集めている意見募集の結果を整理しました見解書が送付されてから90日の間で審議を行い、最終的に知事意見を述べることとなりますが、今後は主に審議会を踏まえてこの手続きが始まって以降、もう一度審議会をして最終的に意見の内容のほうを確認をしていただくような流れとなっております。以上です。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

それでは、既に事業者である昭和町から提出されております中間報告書の内容につきまして、直接事業者からご説明を受けたいと思います。

非常に限られた時間での説明をお願いしております恐縮でございますけれども、できる限り簡潔なご説明をよろしくお願いいたします。

(事業者：秋山課長)

昭和町区画整理課の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど説明にもありましたように、補正評価書ができてから事業着手までの間に、平成20年3月17日ですけれども、県知事から組合設立認可をいただきまして土地区画整理事業がスタートしました。7月から事業着手ということで着手届けを出ささせていただきました。そこから事後調査等進めて参りまして、今日中間報告書を作成して参りました。担当の伊藤より説明をいたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(事業者：伊藤主任)

改めまして、皆さんこんにちは。本日甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価の中間報告書のご説明をさせていただきます。昭和町役場区画整理課の伊藤と申します。なにぶんこういった場での説明は不慣れなもので、お聞き苦しい点もあるかと思っておりますけれども、一生懸命説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長 片谷会長)

委員の皆様、昭和町から提出されましたこの資料はお手元にありますでしょうか。技術審議会中間報告書、技術審議会資料というタイトルの資料です。ではお願いいたします。

(事業者：伊藤主任)

今回取りまとめました中間報告書についてですけれども、お手元の資料、甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価の中間報告書、青い冊子ですね、これの第5章の部分、事後調査の結果という部分を中心に取りまとめました。また、これらの中間報告書については昭和町環境評価

の中で関係地域になります甲斐市、中央市の広報誌で縦覧のお知らせを行いました。

昭和町については、さらにホームページを利用し縦覧のお知らせをいたしました。縦覧期間については先程もありましたけれども、12月10日から来年の1月10日までの1カ月間縦覧を行い、その後1月24日まで意見を求めることになっております。

ちなみに、お知らせという形ではないですが、12月18日の山日新聞にも中間報告書の縦覧が開始になった旨、記事が掲載されました。現在の縦覧の状況ですけれども、今朝確認した時点では昭和町、甲斐市、中央市ともにまだ縦覧に来られた方はいないという状況です。

続きまして、次に今回の取りまとめた中間報告書の補正ですけれども、まず第1章から第4章までについては補正評価書の内容を見通しできるような内容になっております。特に第2章の部分については、区画整理事業が2年遅れでスタートしたことなども含めて、補正評価書の内容に若干の変更が出てきた部分もありますので、そういった部分については青字で加筆や訂正がしてあります。全体の内容に掛かるような大きな変更は特にありません。それから第1章から4章まではそのような内容になっております。

続きまして第5章、事後調査の結果。次に第6章で報告書作成までの市民への対応です。7章の環境保全のための土地の再検討は、評価の内容をまとめた内容になっております。第8章で環境影響評価を行った事業所の氏名および住所となっております、そのあと資料編として、第5章の調査結果に係る資料を冊子の後半に掲載してあります。また希少種については資料を別冊としてまとめてあります。

では中間報告書について、第2章の変更になった部分を第5章の結果については項目ごとに概要の説明をさせていただきたいと思っております。

調査項目については補正評価書を基に選定した項目となっております、項目によっては事後調査の計画のないものや、事後調査の時期に至っていない項目もありますが、第5章の中でその辺を含めて説明させていただきたいと思っております。

また、本日の説明は先ほどお手元にお配りしました資料にまとめてはありますが、基本的にはこの報告書のほうに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず第2章の変更になった部分から説明をさせていただきたいと思っております。

では第2章の評価書（補正後）から変更になった部分ですけれども、2 - 6ページ、下のほうにありますが、事業の実施期間のところですが、区画整理事業の開始が2年延びたために当初の計画から事業期間、工事期間、分譲期間がそれぞれ2年ずつ後ろへ移行したことについて、計画と現状を対比させて表示させました。青い字の部分です。

続きまして、2 - 7ページ。事業計画の内容というところで、(1)の土地利用計画のところですが、表の2 - 3ページ、土地利用計画書に実施状況の数字を書き込みました。これについては全体の面積が変わっていませんが、状況のところで土地利用が住居系から商業系に変更になった箇所がありましたので、実施の面積を表示し、計画の数字と対比させて表示させてあります。

これに伴いまして、2 - 8ページの図のところでは住居系から商業系に変更になった部分が分かるように色分けを緑色にしてあります。

また2 - 11ページ、表の2 - 2 - 3 . 3 (2)の環境保全措置で商業系に変更になった部分について大規模商業施設が駐車場として利用する場合、緑地帯等に盛り土を行い、背後の閑静な住居地域への交通騒音の緩衝帯とする。という一文を追加しました。

次に2 - 13ページの(3)造成計画のところですが、表の2 - 2 - 3 . 4造成土量の搬入土量のところで、他事業から再利用土量を利用できることになったことから、その旨の記述を加筆しました。全体の搬入土量の変更はありません。これについて、当初の搬入元は南アルプス市内の砕石プラントを予定していましたが、甲斐市の民有地および道路新設地から購入と相当の良質な土や運搬費を含め安価に搬入できることや、また搬入元を変更しても環境影響評価の調査項目である騒音、振動の調査地点は変更の必要がないことから、搬入元について計画を一部変更しました。追加をした搬入車両運行ルートについては、2の63ページに図の2 - 2 - 4 . 3(2)のところで表示してあります。これは2 - 62ページに当初の図面が付いていますけれども、ちょっと縦・横が変わっていますが、調査地点については変わっていないということで表示がしてあります。

次に2 - 16ページ、施設計画のところになりますけれども、アの大規模商業施設のところで、大規模商業施設の建物、面積が変更になったことから、延床面積、駐車台数、利用者数の項目で計画と現状を対比させて表示させてあります。

次に(5)道路計画ですけれども、2 - 18ページになります。表の2 - 2 - 3 . 7街路樹植栽計画で、都市計画道路区画道路およびビオトープ園からの2号公園の道路の2つの項目について、街並みに多少の変化を付けたい等の理由から、それぞれ樹種を追加しました。都市計画道路、普通道路のところについてはサルスベリを追加、ビオトープ園から2号公園の区画道路については当初ヤマボウシだったんですけれども、ハナミズキ、サルスベリに樹種を変更し、低木植栽についてはサツキを追加しました。また、これらの選定理由について一番右の選定理由の欄に追記を行っております。

次に4の工事計画です。2 - 57ページになります。表の2 - 2 - 4 . 1主要工事工程ですけれども、区画事業の開始が2年延びたことから、計画の年度と実際の年度を対比させ工程についても一部変更を含めて表示しております。また、これに伴いまして2 - 59ページに現状の施工年次計画図を2 - 58ページの図と対比させて表示するように追加しました。

それから2 - 60ページと2 - 2 - 4 . 4、それから2 - 61ページの表が2つありますけれども、こちらの表2つと、2 - 64ページの表についても、実際の年度に追加して表示してあります。

また、2 - 61ページですけれども、一番下のほうで資材運搬車両変更計画のところについても、先程の造成計画と同様に一部ルートを変更したというところを追加してあります。

それから2 - 66ページですけれども、工事中の環境基準計画のページで、イの大気、騒音、振動防止対策内の(ア)大気、騒音、振動防止対策のところ追加的に行った環境保全措置として大型商業施設の西側を開口駐車場として利用する場合、駐車場の外周に盛り土を設置し、都市計画道路からの騒音の最小化を図るといふ旨を追加しました。2項の変更部分については以上となります。

続きまして、中間報告書の概要について説明をさせていただきます。

ここで説明させていただきますのは第5章事後調査の結果ということで、ページとしては5 - 2から21のページの折り込みになっている表のところが今回の中間報告書のメインの部分になっております。事後調査の結果については、かなりのボリュームがありますので、本日の資料にもまとめてありますけれども、ここでは調査項目ごとに主だったところを説明していきたいと思っております。

まず大気汚染のところですが、ページとしては2ページから4ページ、表の5 - 2から5 - 4のところに表示してありますけれども、こちらについては事後調査の計画はないために事後調査は実施していませんが、工事請負業者に渡す工事取引仕様書、また定期的に実施している工程会議等で大気汚

染に関する対応を確認するなどしまして、保全措置を踏まえた対応を行って参りました。またこれについては大気汚染に関する苦情等がなかったことから、環境保全措置の再検討は必要ないと判断しています。

次に騒音ですけれども、5 - 5 ページになります。大項目のところですが、建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、事後調査は平成20年から22年度に実施をしました。平成23年については、調査地点付近に保全対象がなかったために実施はしていません。各年度の最大騒音デシベルですけれども、平成20年度は55デシベル、平成21年度は52デシベル、平成22年度56デシベルと、環境保全目標の85デシベル、また予測値の最大値79デシベルをいずれも下回っていることから、追加的な環境保全措置は必要ないと判断しました。

また、武川（たけかわ）病院やひばり苑など児童館給食センターの周辺の工事の際には、施設側とヒアリングを行いながら実施をしまして、病院に対しては仮駐車場の設置や緊急車両の入り口を確保するなど対応をしました。これらの施設とヒアリング等を行う中で騒音については気にならないとのことでした。

次に5 - 6 ページです。資材運搬車両の運行に伴う騒音の影響のところですが、こちらも事後調査計画はありませんでしたので事後調査は実施していませんが、先程と同様取引仕様書や工程会議において保全措置を踏まえた対応を行いました。こちらについても特に保全措置の再検討の必要はないと判断しました。

それから5 - 7 ページ、大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行および新住民の車両の運行による騒音の影響についてですが、事後調査については事業完了3年目の平成30年度に実施する予定です。現況としましては、都市計画道路2路線について排水性舗装を行い、騒音の低減を図っているような状況です。その他保全措置については事後調査の結果を踏まえ道路管理者および関係機関と対応を協議することとなっています。

同じく5 - 7 ページ（4）の都市計画道路の喧騒など自動車の走行による騒音についてですが、こちらも事後調査については事業完了後の3年目、平成30年度に実施を予定しています。また、追加的に行うこととなった大規模商業施設西側の駐車場として利用する街区周辺の騒音調査についてですけれども、こちらは設置した高さ1メートルのマウント部分の効果について平成25年度に実施する予定となっていて、今年度ですね、これにつきましては当初夏ごろ予定をしていたのですが、せみの鳴き声等がひどかったというのもありましてちょっと調査時期をずらしまして、クリスマス商戦等でちょっと騒音が大きくなると思われるこの時期に実施する予定となっていて、平日分については今週の16日、17日、月曜日と火曜日ですが、実施をしまして、現在解析中ということです。休日分につきましては、22日、23日の天候で調査を予定しているような状況です。

振動のほうに参ります。5 - 8 ページですけれども、建設機械の稼働に伴う振動の影響。事後調査は平成20年から22年度に実施をしました。先程の騒音のところと同じですけれども、23年度については保全対象でなかったため未実施です。各年度の最大値は平成20年度30デシベル、平成21年度32デシベル、平成22年度34デシベルと、環境保全目標の75デシベルおよび予測値を下回っていることから、こちらも追加的な環境保全措置は必要ないと判断しました。

病院等に対する対応についても騒音とかも同様でして、こちらもヒアリング等により振動も特に気にならないとのことでした。

それから5 - 9ページ、(2)ですが、資材等運搬車両の運行に伴う振動の影響。事後調査計画はこちらはないため事後調査は実施していませんが、先程と同じように工事事業者に渡す仕様書や定期的に関催する工程会議で振動に関する対応を確認するなど、保全措置を踏まえた対応を行って参りました。また資材運搬等に伴う振動に関する苦情はなかったことから、環境保全措置の再検討は必要ないと判断しています。

次に同じページですけれども、大規模商業施設流通業施設の運営に伴い当該施設を利用する自動車の走行および新住民の車両運行による振動の影響については補正評価書9 - 6ページ、補正評価書にあるんですけれども、こちらで環境保全措置の必要性はないということから事後調査は行いませんが、大規模商業施設の周辺の開発状況や新住民の増加傾向等の状況を今後見守っていくこととしています。

同じく(4)の都市計画道路の供用に伴う自動車の走行による振動の影響についても同様です。

次に水質等に移っていきます。ページは5 - 10ページ(1)水の濁りの調査ですけれども、事後調査については平成20年から24年度に各年度1回6月、7月の降雨時に実施をしました。水質検査の結果については資料編の55ページ資料ナンバー8のほうに掲載してあります。検査結果については、いずれも目標値である農業用水基準を下回っており、環境保全の再検討は必要ないと考えております。

それから同ページ内で、(2)の調整池工事における水質の調査(工事中)というところですが、こちらは区画整理地内4カ所の造成地については、これまでに3カ所が完成しておりまして、残り1カ所は現在調整池築造中という状況です。平成20年から24年度の間に完成した3カ所については、それぞれ工事期間中週1回調査を実施しました。地下水質検査の結果については資料編91から93ページに資料ナンバー13に掲載してあります。調査項目であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについてはいずれも検出下限未満であるため、環境保全措置の再検討は必要ないと考えております。現在施工中の調整池については、工事の進捗の中で必要に応じて保全措置の再検討を判断していきたいと思っております。

それから5 - 11ページに移りまして、(3)地下水水質の調査(調整池完成後)というところですが、事後調査については平成26年度に実施をする予定です。測定は2カ月に1回行い、年6回の予定です。環境保全措置の見直しの必要性については、検査の結果により検討をしたいと思っております。

次に水象に移ります。ページは5 - 12ページになります。こちらは事後調査の計画はやはりありませんで、事後調査の実施はしてありませんけれども、調整池の設置や流域の変更等が計画どおりに進んでいる状態です。またこれにつきまして河川等の陥落が起きていないため保全措置の見直しは必要ないと考えております。

次に5 - 13ページ、植物・動物(植物)というところですが、事後調査計画のところ(1)保全すべき植物の生育状況調査については、事後調査を平成21年から23年度に実施をしました。移植地、移植状況については中間報告書 別冊非公開編資料の中で主要ナンバー16から18として掲載してあります。

保全状況につきましては、希少植物であるハマスゲの生育を確認した箇所に杭を打つなどの消失防止を行い、群生が確認できていることや、イヌハギ、メハジキは当事業により生育環境が消失することから現在、民間のハーブ園へ仮入植先を確保し、生育状況が確認できているという状況です。これらのことから保全措置の再検討は必要ないと考えておりますが、今後事業が進捗する中で必要に応じて検討

したいと思っています。

続きまして、5 - 14 ページ、植物動物の（動物）のところですが、事後調査計画のところ（1）動物（陸上動物）の調査は、事後調査についてはビオトープ園環境保全ゾーン、特にビオトープ園完成後の2年目平成28年度と5年目の31年度、10年目の36年度に実施をする予定です。

事業実施に伴い保全すべき種の生息環境は減少するのですが、昭和町では耕作田に対し農地保全助成金の交付それから農業者に対し資金面や農地銀行を介して農地の斡旋をするなど、農地保全施策に取り組み、失われた生息環境の維持拡大を図っていくことになっています。

次に5 - 15 ページ、植物、動物の水生生物のところですが、事後調査計画のところ（1）動物、水生生物の調査ですが、先程と同様事後調査についてはビオトープ園、環境保全ゾーンの完成後の2年目、5年目、10年目に実施をする予定になっております。水生生物についても事業実施に伴い保全すべき種の生息環境は減少するというので先程のとおり昭和町では農地保全の施策に取り組み、生息環境の維持拡大を図っていくことになっています。

次の5 - 16 ページ、生態系のところですが、事後調査については動物、陸上動物のところですね、水生生物のところと同様にビオトープ園完成後の2年目、5年目、10年目のそれぞれに実施をする予定です。ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が今後図られるよう事業終了までに整備をして参ります。

また、事業実施区域およびその周辺は、緑の基本計画において計画的に都市緑化を進めるエリアとなっております。個人宅地においても地区計画で緑化率を定め、入居者に協力を依頼し、事業着手後から平成24年度までに入居した255世帯全ての入居者から協力が得られております。また生け垣推進補助制度もあるのでありますが、こちらは生け垣の管理に手間がかかるということや、管理費の補助まではしてないということなどから利用者255軒中6軒ということで、あまり利用がされていない状況なんですけれども、今後も町の広報誌や地区計画の申請者に対して周知をし、緑化の促進を図って参りたいと思います。

次に5 - 19 から20 ページ、景観、風景ですが、事後調査計画のところで大規模店舗供用に伴う景観の調査ですが、調査期間は大規模店舗施設建設後1年目である平成23年度の夏と冬に実施をしました。今後は施設建設後の5年目にあたる平成27年度に実施をする予定です。大規模商業施設に対しては昭和町の地区計画に定められた緑化推進や、景観保全の指導、常永土地区画整理組合の定めた緑化方針に従い、敷地内および外周の緑化を行うよう要請するなどをしました。大規模商業施設では開店前に緑化事業を実施するなどの協力は得られています。開催にあたってのお知らせや、その時の様子については資料の117から121ページ、資料ナンバーの26になりますけれども、こちらで掲載をしてあります。

次に大規模商業施設の壁面の色についてなんですけれども、一応色については赤、青、黄色等の原色系の色を避け、周囲の農業的環境、住宅地環境に配慮した落ち着いた色彩（茶系統色）などを採用することという保全措置を行うよう常永土地区画整備組合から要請を行いましたが、実際のところとしましては茶系統色ではなく、資料にも124から128ページのところに掲載してあるんですけれども、現在はグレー系の色となっています。これについては大規模商業施設に対しまして現在の壁面の配色となった経緯を確認しまして、5 - 20 ページの表の中に別番号でいきますと333のところを右にたどっていただまして、事後調査計画に対する対応状況のところに書いておいたんですけれども、こち

らのような回答を得ました。

内容につきましてはちょっと読み上げさせていただきますけれども、長野県南部から関東平野にかけての大斜面は季節に関わらず太平洋からの短波長光(青色光)に照射されている。それによりこのエリアを含む関東圏全般の人々は青方の色順応を起こしているため、寒色系を好み高彩度な暖色系を敬遠する傾向にある。これは佐藤邦夫さんという方の「風土色と嗜好色」という本からの抜粋だそうです。

また甲府は葡萄栽培発祥の地であり、日本屈指のワイナリーとして有名である。葡萄はその房の多いことから繁栄の象徴であり、蔓が長く伸びることから生命力の強さを意味している。甲府市のシンボルにも葡萄の色をイメージして取り入れられており、地域を代表するショッピングセンターとなるため、住民の方に愛着のある葡萄色をコンセプトカラーとして取り込み、甲府らしさを演出した。さらに淡い紫色は夏は暑く、冬は寒い甲府において暑い時には涼しく、寒い時には温かく感じられる色となっている。これは一般の本らしいそうです。

ベースカラーとして使用しているグレーは甲府城の石垣をイメージしている。甲府城の石垣は自然石を組み合わせたもので、大きさの不揃いさや角の丸さが石垣特有の直線的なイメージを打開して、優しい女性的な石垣の風情を持っている。自然石を未加工で使っている場所も多く、石そのものの色が優しいパッチワークとなって景観に潤いと優しさを作り出している。地域カラーの紫とも相性がよく優しいイメージは世代や性別を選ぶことなく、くつろぎと懐かしさを感じさせてくれる。

以上の考えを基に周辺との調和はもちろん景観的にも地域に根ざしたカラーと判断し計画した。というような内容の回答をもらいました。

壁面の色については、当初の環境保全措置に記した茶系統色ではないのですけれども、先程の壁面の色の決定に至る経緯や、また使用している色も原色を避け落ち着いた色彩となっていることから問題がないと判断しました。

次に5 - 21ページ、人と自然とふれあいの活動の場ですけれども、補正評価書9 - 5ページの評価結果にもありますけれども、環境保全措置の必要はないとのことから事後調査を実施する予定はありません。また、公園整備や公園緑化については現時点では着手していないことから、環境保全措置の見直し等の必要はないと思われるのですけれども、今後事業が進捗する中で環境保全措置の見直しが必要な場合は検討をしていきたいと思えます。

最後ですけれども、5 21ページ廃棄物などですけれども、区画整理事業地内の工事については循環型社会の形成を念頭に置いて、工所用資材の再利用、再資源化を積極的に行い、また廃棄物についても発生を抑制するよう心掛けて参りました。

工事業者に対しましても工事業者から提出されるマニフェストなどで確認をして再資源化が適正に行われていることを確認しています。

住居系地区に転入してくる新住民の方に対しては、役場の町民窓口課においてゴミの出し方等が掲載された資料を転入者セットということで配布し、資源のリサイクル、ゴミの減量について呼び掛けを行っております。

また、大規模商業施設についてもゴミの減量に対する取り組みとして環境方針を打ち出し、廃棄物については17項目に分別することを決定し、ゴミの減量化とリサイクルが図られていること、それから来店者用にリサイクルボックスを設置するなどして、ゴミの減量リサイクルに貢献をしてくれています。

これらの対応が今のところ順調に実施されていることから、廃棄物等については環境保全措置の再検

討の必要はないと考えております。

第5章の内容については以上でございますけれども、今後造成事業としましては、造成関係については公園整備等を中心に行いまして事業の完了を目指して参りますけれども、今後も引き続き環境影響評価の内容、それから今回取りまとめました中間報告書を基に環境保全を図りつつ事業に取り組んで参りたいと思っております。

以上で中間報告書の説明となさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

それでは今ご説明いただきました中間報告書の内容につきまして、今日は初回でございますから何か結論を出すということではございませんけれども、ご意見ご質問等のご発言を賜りたいと存じます。

特に順番は定めませんので、どの項目からでもご発言いただいても結構です。ご発言いただく際は中間報告書の何ページに記載されている事項であるかをおっしゃったうえでご質問やご意見を出していただくようお願いいたします。

では、どなたからでもご発言ください。

はい、平林委員どうぞ。

(平林委員)

まず水質のことでお尋ねしたいのですが、本日お配りいただいた4ページの水質(1)のところの1行目ですけども、6月から7月の降雨時に現地調査を実施されているということですけども、資料の53ページを拝見すると(資料のナンバー8、資料編の後ろのほう4-53)、12月に主に調査をされています。12月はほとんど雨が降らない時期です。22年度、それから20年度について、冬の時期に「降雨時の調査」ということで調査をされている理由についてお聞きしたいというのが1点目。

それから2点目ですけども、この5章の5の、さっきの水質のところですけども、5-10ですが、この中の記載に濁り水に関する苦情が一件あって、「平成22年12月に魚類の変死事故があった」と記録されています。それで污水处理施設を設置して追加的に汚水対策を講じたと書いてあります。これについて、今日のご説明では何も触れられていなかったで、「どのような状況でなったのか」ということを簡単に説明をしていただきたい。内容によっては、その後のフォローが必要なのかなという気がしますので、ご説明をいただきたいというのが2点目です。

(議長 片谷会長)

では今の2点を。今日ご回答いただける範囲でお願いいたします。

(事業者：秋山課長)

まず12月に調査を行った関係ですけども、また戻って再確認いたしますが、今の覚えではその工事を盛んにやる時期がたまたま夏の時期を外れていたで、この月になったと記憶しております。

あと魚類の変死の関係ですけども、これは大規模商業施設の建築工事をしていた時に、地下水を汲み上げる時に水替えということで水中ポンプを設置して排水する河川のほうに流しておりましたが、確

かコンクリート打設の時にちょっとコンクリートの成分が混じって流れて、一時的ですが、その河川の魚等が死んだというようなことがありまして、そこで直ちに排水をストップしまして、浄化するシステムを導入して事故の対応を行ったというような経過があります。

(平林委員)

ということは、今説明があったようなことが今後も起こりうる可能性があるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

(事業者：秋山課長)

今後の工事においては、ありません。そういった工事については、もう既に対応しながらやっているということと、地下水を汲み上げながら工事をするということが今後ないという状況になります。

(平林委員)

それは記録に留めておいていただいて、もう一点、さっきの追加ですけども、資料の4 - 93ページ、後ろのほうですけども、地下水の排水の関係なんですけども、この下のほうのB)の最後のところに、「周辺地域で地下水の排水に伴う環境基準を超過している地域が見られる」ということで、「その調査実施区域内の地下水の監視を続けている」と書いてあるのですが、これは、おそらく、水田地帯なので硝酸窒素か何かを検出されているかなと予想が付くのですが、これについても今日、ご説明がなかったので、説明をいただきたいと思います。

(事業者：秋山課長)

これにつきましては、この表にありますトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの関係ですけども、民家の井戸に過去にちょっと何年前かは忘れましたが、もう20年以上前になると思いますけども、過去に検出されたことからこの水質調査を行っているということです。

(平林委員)

ということは対象になっているのはトリクロロエチレンとテトラクロロエチレン、この2種類ということでしょうか。

(事業者：秋山課長)

はい、そうです。

(平林委員)

はい、分かりました。

(議長 片谷会長)

よろしいですか。

では、福原委員、どうぞ。

(福原委員)

まず資料5の5ページですか、それに関係することで騒音のことでございますけれども、この環境目標値85、それから予測値としての最大値が79と、それを下回っているから問題ないというふうに結果的にはよく分かりますが、実際の調査をした時の値と、こういう予測値というのに大きな乖離があるような気がしてしょうがないわけですね。

これは私の記憶ですと、私も一部分審査のお手伝いをしていたと思いますけども、大規模小売店立地法の網が一つ掛かったと思います。その時に経済産業省の作っているマニュアルに基づいていけば、取りあえず県の商工部門で全部受け入れるという形になっていますが、私はなぜこれを今取り上げてこういうことを言っているかと言いますと、全国どこへ行っても、それこそ北海道から沖縄まで同じ手法で、同じ方法で出して書類が整っていればオッケーだというスタイルがずっと取られています。ところがお店の造り方等々は、その店によって微妙に違うわけですね、地域性もあります。そうすると必然的に計算をやって出す結果と、実態はずいぶん乖離するのではないかということをおぼろげに懸念していたわけですが、まさしく今回の物件につきましては大規模小売店立地法と大規模アセスの2つが絡むものですから、そういう弊害というところオーバーですけど、乖離がはっきりしてくるのではないかと思ったら、まさにそういうことが騒音とか振動の分野でも出てきているのですね。

やはり予測以下であれば問題ないというのではなくて、我々委員もしっかり検討しなければいけませんけれども、予測値と実態はこんなに大きく違うということは根本的な意味で大きな問題が生じる可能性があると思っています。ですからやはり我々こういうふうな立場で審議する時に、そういう視点に立って、より精度の高い、より信憑性のあるようなやり方というのをもう一度肝に銘じる必要があるのではないかというふうに本当に思っている次第です。

(議長 片谷会長)

事業者の見解として、なぜこのように予測値よりも実際の状況が大幅に低い値になったのかということについて、もし現時点でお分かりのことがあればご説明いただけますでしょうか。

(事業者：秋山課長)

多分難しいと思いますよ。

(議長 片谷会長)

特にそういう検討はされていない。それがお答えならそれで結構ですよ。

(福原委員)

そうですね今のところでは、そのままやっただけです。

(議長 片谷会長)

予測する時に安全側ということで、どちらかと言えば最大限を抑えるような予測の方法を取ることは多いわけで、特にこの案件はもうかなり以前のものです、条例制定後の直後の案件ですから、そういう第

1号であるというようなこともあって、かなり強く安全側ということを意識した方法になっていたというような認識は私もちょっとあります。

それは基準を下回り、予測値を下回ったのだからいいということだけでは片づけられないというのが福原委員のご指摘ですけれども、どちらかと言いますと事業者側の責によることよりは、どちらかと言えば審議会が課題を背負っているということではないかと思しますので、この件についてはまた改めて別の機会に議論させていただきたいと思えます。

(福原委員)

2つ目の質問ですけれども、当時のことを振り返ってみますと、ここにショッピングセンターを造ることによって周辺に住宅地を造っていくことで人の集まりがこうなってくるんだと。だからそのためにショッピングセンターが必要であるということだったというふうに記憶しております。そうした時にショッピングセンターの実際の利用者だとか、色々来客の状況だとか、今後の今、まさに中間報告でやっております住宅地を色々形成していく時の、その間には大きな、当初考えていたのと計画がずれてくるような、そういうことはなかっただろうかどうなのかというのを一つ伺いたいわけです。

それから最後に、どなたかが指摘しても結構ですけれども、似たようなことですが、先ほど景観等に関しましてこのショッピングセンターの色彩等々についてですが、結果的にはオーライです。しかし、やはり審議をする時にこういうふうな提案を、例えば事業者側が、事業者側というのは出店者側ですね、そういう由来でこういこうとした時には、これこれはこういうことだというのを結果は問題ないからと言うんじゃないかと、まず最初にこういうことは審議して、ああ、なるほどということで進めていくのが本筋じゃないかと思うんですけど、どうしてそういう齟齬が生じたのかというのをちょっと伺えればと思っております。

(議長 片谷会長)

その2点ですけれども、店舗と住居地域の位置関係等との経緯ですね。その点についてまず今日、可能な範囲でご回答いただけますか。

(事業者：秋山課長)

店舗と住居系との位置関係におきましては、当初まず今出店している大規模集客施設の東側にまた少し大きい区画がありまして、そこについては将来的に出店される中小の店舗、事務所等ができるだろうという予測でいしましたが、中間報告でも変更しているようにここが商業系になっております。資料で言いますと、2章の8、2-8になりますけれども、赤いところがショッピングセンターです。その左隣の緑色のところですが、住居系から商業系に変更となったところ。商業系ですけれども、実際はほとんどが駐車場ということで、ここについては先ほど説明したように音の影響がさらに左側の住居系のところに影響するというので、マウントを造ったというふうな経緯がありまして、ほかのところにつきましてはほぼ変更なくいけるかと思えます。

(議長 片谷会長)

今の件について分からないことはないですか。

(福原委員)

基本的には、この第三次、第四次とやって最終的に終わるということだったと記憶しておりますが、その全体の中で見ると微小な変更であって、事業に大きな変更点だとか、支障あるいは、まあプラスはあるかもしれませんが、そういう部分というのはあまり影響はなかったのでしょうか。もちろんそういうふうにして駐車場にしなきゃいけないということが途中で出てきた時に、私は、それであればその地域に密着した、従来型の遮音壁だとか、そういう方法ではなくて、なるべく自然を使ったような盛り土形式に、最低でも1メートルぐらいの盛り土にして、上をうまく植栽をして崩落しないようにすべきだというようなことを途中で提案したような記憶がありますが、いかがでしょうか。

(事業者：秋山課長)

まさしくそのとおりで、遮音壁等をすることによって景観的にもよくなる部分もありますので、土盛りということを取り入れて考えております。

(議長 片谷会長)

では先の色についての経過は先ほどご説明いただきましたが、これはちょっと事務局に聞かないといけません、そういうのは変更申請の対象にはならないのですか。

(事務局：土橋副主幹)

まず制度面からお話しますと、アセス書の中で、まずショッピングセンターの事業者はアセスの事業者ではなくて、ショッピングセンターのほうに事業者のほうからお願いをするところになりますので、最終的な色の主導権については、ショッピングセンター側が持っているという棲み分け状態がまずあることを一つ、ご理解いただきたいとおもいます。そういった中で色についてどうなるのかということですが、今回この取りまとめにあたって色のほうを確認するような形になってしまって、そこは事務局側としてもちょっと後手な部分なのかもしれません。

今回なぜこのようになったのかということについて、要は今までも少なくともアセス書に書いてあった、突出して目立ってしまうような色になって、結果としてはなっていないませんが、その色に、色もしくは形状、どういうふうなコンセプトでイオンさんの、具体的に会社名を出しますけれども、取りまとめたのかということをお明らかにしていただくということで、今回事後調査のほうには記載をしていただくということで整理させていただきました。

(議長 片谷会長)

ということは非常に端的に言ってしまいますと、昭和町さんとしてはできる範囲のことはやられていて、その店舗側が最終的に色を決めたので、それを変更させる権限はなくて、ただその変更した経緯について聞き取り調査をされて、それをその中間報告書に盛り込んでいただいたという理解でよろしいですか。

(事務局：土橋副主幹)

はい、そのとおりです。もう一つ当時の部分として店舗の形状とか色については、当初はやはり中々、ショッピングセンターのほうが出しにくいというのはあったのですが、今計画しているものの中で見せてくださいということの中で作っていただいたのが補正評価書に載せてある店舗のイメージとなっております。

(議長 片谷会長)

これは現在のアセス書制度上、非常に微妙というか、難しいところで、区画整理事業ですので、そこに建つ上物については実はアセスの厳密的に言うと対象外ですね。ただ、この評価書から景観の予測のところには建物が建った形の景観予測はしていただいていますので、事業者として可能な範囲ではやっていただいているというふうに理解してよろしいかと思います。

今回かなり詳しい色の選定理由を店舗側から聞き取って報告書に載せていただきましたので、これは昭和町さんとしてはできる範囲のことはされたと理解してよろしいかと思いますが、福原委員、いかがでしょうか。

(福原委員)

最初申し上げましたように、結果はいい方向に行っているから問題ないのですが、その微妙に離れた部分をもっと全体として我々も気を付けなければいけない、そういうことをしっかりやっていくことが大事だなという、そういう部分をご説明申し上げたのです。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

はい、平林委員、どうぞ。

(平林委員)

追加で確認したいのですけれども、これだけ多く5 - 20ページのところに理由を書いていただいているのですが、真面目に読むと山梨県あるいは昭和町バージョンに、イオンさんのほうで「かなり配慮をしていただいている」というふうに読めるのですが、うちの近くにあるイオンとほとんど一緒なんです、本当に山梨バージョンになっているのでしょうか？その様に理解してよろしいでしょうか。

(事業者：秋山課長)

ご指摘のとおりに近いところはありますけれども、資料の131ページをちょっと見ていただきたいと思いますが、ここの赤に近い赤紫と言いますか、これは出店者側のカラーであります。ちょっとグレーに近い紫、青に近い色というところが山梨県の特徴をつかんでイメージしているという部分と聞いております。やっぱり地域に愛されるというところをかなり強く出店側も考えておまして、私どもも理解したところです。

(平林委員)

山梨県バージョンになっているということですね。はい分かりました。

(議長 片谷会長)

はい、福原委員。

(福原委員)

よく企業なんかは色々な資料を作ったり色々する時にそういうふうにカンパニーカーというのがありますが、そういう意味においては何か山梨はそれらしいイメージカラーみたいなものというのは持っているのですか。それとこれは合っているかどうかという、もし分かれば。

(事務局：土橋副主幹)

あとで確認をしてご報告させていただきます。ただ、山梨の県旗なんかも紫的なものを使っている部分があると思っております。

(福原委員)

分かりました。なぜそういうことを言うかということ、これが一つの先例になって、ああいう色を使うといいんじゃないかみたいなことが色々出てくる、色々な事業についてもですね。ひょっとしたら、この2番目の審議のものについてもそういうものだということになるかもしれないと思ったんですね。以上でございます。

(議長 片谷会長)

ありがとうございます。少なくとも今日の審議の中ではこれちょっと結論を出してどうこうという話ではありませんので、こういうご発言があったということ記録していただいて次に移りたいと思います。

ほかのご意見を承ります。

大久保委員、どうぞ。

(大久保委員)

5章の21ですか、平成26年度の予定と書いてあるビオトープですね。ビオトープをどういうふうに考えられておられるかと。これからの管理というものを。と言うのはビオトープを作るのはいいのですが、草ぼうぼうになっちゃうんじゃないかと、あるいはビオトープへ希少植物を移植すると書いてありますけども、ここに書いてある、確かに山梨県あるいは環境省のレッドデータに当たる植物があるんです。あまりこれを重要というか、その本に書いてあるから重要だということであまり強調すると、ちょっと問題が出るんですよ。

例えばイヌハギ、イヌハギと書いてあるけども、イヌハギを重視するということはイヌハギが育つような環境とはどういうことか、荒れ地を造ることですよ。

これはソーラーの付近もそうですけども、イヌハギだらけです。あれはもう荒れ地で。ということは、その環境だからそれが出るんですが、全国的なレベルから見るとイヌハギは少ないんですよ。ただどこ

れを大事にする、ハマスゲもそうです。そしてメドハギもそうです。全部荒地です、これは。

ということはビオトープを造った場合には、荒地を作りましょうと、そういうことなのですが、今後ビオトープをどういうふうに考えて、どう管理するのか。その住民のためのビオトープなのか。ちょっとこれ考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、それでちょっと意見が今答えられたら答えていただきたいし、次回であれば次回でも、これ重要なんです。

(議長 片谷会長)

では、事業者から。

(事業者：秋山課長)

まさしくそのとおりでありまして、今非常に頭を抱えております。確かに希少種を植えたりすると荒地みたいな形になってしまうということを非常に今懸念しております。計画ではビオトープ園の周りをフェンスで囲って、人が入れないようにするというような計画になっておりますけれども、そういった環境を作ることによって新しく出た住居区域の環境を阻害するというふうな、悪化させるようなことになりかねないと。どういう管理をしていったらいいのかなというところを今、頭を抱えながら悩んでいるところでございます。

(大久保委員)

もっと検討したほうがいいです、これは。26年度からですからね。

(事業者：秋山課長)

はい、ありがとうございます。

(議長 片谷会長)

こういう事業を進める途中の段階でも専門家の意見を聴取して、より優れた環境を造るということが必要かと思っておりますので、頭を抱えられていらっしゃるということですが、その学内でビオトークを造られている田中委員が手を挙げていらっしゃるしますので、ちょっとご意見を伺いましょう。

(田中委員)

ビオトープが出たので、そのお話のついでですね。やはりビオトープを造ることと、計画することと、管理することで、相当これを見ると苦労されているなというのが分かるんですね。と言うのは、何のためにそこでビオトープを造ることになったのかというのは、環境影響の補償としてやるという話があったんですね。じゃあ、何の、どういう生態系をどういうふうに補償するのかという話がまずそこでの目的があると。

もう一つは、どこかに書かれているように小学校の環境教育として使うというような話も出てきます。

それから今のようにフェンスで今度は覆って人が入れないようにするということも相反することなんだけど書いてある。

それからちょっとこれは設計図がまだ詳しくないのでどのことを言っているのか分かりませんが、ビオトープのところの街路について最初はヤマボウシ等を考えていたけれども、剪定管理がやりにくいのでハナミズキ、サルスベリにするみたいなことが書いてあるんですね。

そうすると、そのビオトープというのとは一体何だったんだという、何のためにビオトープを作るのかということが今色んな機能とか目的が入ってきて、これだとやっぱりごちゃごちゃのものになっちゃう。これをやられる時に、やっぱり専門家の人をちゃんと入れて、その辺のインパクトに対するミティゲーションとしてやっている。そこが出発地点。

ただそれだけ言っていたら、もしかするとさっきの大久保先生の言われるように荒地地を作るなんていう変なことになりかねないので、やっぱりここは非常に狭いビオトープですから、ある明確なターゲットを持って整理してから、その計画、デザイン、それから管理手法、そういったものを考える必要がある。

(議長 片谷会長)

まだ来年度の話ですので、もうそんなに時間ありませんけれども、まだ検討する時間が僅かながら残されていると思いますので、ぜひ専門家の意見を取り入れて、より良いビオトープにさせていただくようお願いしたいと思います。

それではほかのご意見いかがですか。

高木委員、どうぞ。

(高木委員)

計画敷地の中に関してはきちんともちろんアセスの関係できちんと見ていらっしゃるのはよく分かっているんですけども、もしこの元々の計画どおり平日2万7千人、休日は4万7千人の来店者と書いてあるんですけども、相当な数なんですけれども、この計画敷地の外に対する影響、例えば渋滞はないのかとか、そういうことというのはこのアセス等の絡みでちょっと言うんですけど、現状としては把握はされているんでしょうかということ、実際にその2万7千人、4万7千人という来店者数は実際に挙がっている、数はそこまでいっているんでしょうかということをご存知でしょうか。

(事業者：秋山課長)

まず来店者数ですけども、今この時点で正確な数字は分からないんですけども、ほぼ目標に近いものが来ていると思います。それから周辺、事業区域外の混雑とか、その辺ですけども、確かに休日なんかは道路は混雑していますけれども、問題となる渋滞とまではしていない状況で、交通量調査等は出店者側のほうでしておりまして、まあ問題ないということであります。

(福原委員)

報告書によると、平日は2万7,500人プラスが一日1,540人。だから10パーセントになっています。

(高木委員)

両面性があって、難しいんですけど、周辺の環境にとってはあまり客さんが来ないのは悪いことではないんですけど、そうするとモールそのものが崩壊していくケースでもあるわけですから、適当に来ていただいて、適当に使っていただくのが正しいと思うんですけども、きちんとこの1,540人、休日の2万6千人はそこそこですけど、さっきの質問で言うならば休日の2万6千人が来ているんだとしたら、その周辺環境の影響と言うのは、例えばちょっと混むと裏道を使ったりしますよね、皆さんね。そういった問題もないのかということもきちんと把握されておかないと、幹線道路だけのカウントでは間に合わない場合がある。多分町の方はその点感覚的にはお分かりになるんじゃないかとは思いますが、ちょっとその辺をきちんと見ておかれたほうがいいんじゃないのかなという気が若干しています。

平日の1,500人と言われると、今度は逆にモールのほうでもがんばっているのか心配でございます。

(議長 片谷会長)

多分数字がおかしいです。平日と休日で10倍以上ひらくということは通常こういう店舗であり得ないので。ですからこれちょっと数字を確認して、後日正しい数字を事務局経由で流していただいて。

(事業者：秋山課長)

数字については確かに1,540人ということはないので、正確な数字をまた後日報告させていただきます。

(議長 片谷会長)

大体平日休日の比率は最大でも3割ぐらいです、大規模店舗の場合は、では今の件は。高木委員、それでよろしいですね。

(高木委員)

はい

(議長 片谷会長)

あと周辺道路の影響はできるだけ細かく周辺道路の状況の調査ですね、裏道も含めてできるだけ細かく調査をするように出店者に町から指導していただきたいと思います。

それではちょっと時間の関係がございまして、本案件の審議はこのぐらいにしたいので最後にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(平林委員)

今の周辺の関係で、ショッピングモールができましたので、できた時に、夜、ものすごく強い光が出ると思うのですが、周辺に水田あるいは畑地の部分があるため、これらの地域から昆虫類が大量に飛来して集まるというようなこと起きていないかどうかをお尋ねしたいと思います。

(議長 片谷会長)

今お分かりのことがあればご説明ください。もし今把握されていなければ次回までに回答をいただくのでも結構です。

(事業者：秋山課長)

夜に関しては自分も近くに住んでいますので、そういった問題となるようなことはないかと思いますが、ちょっと戻りまして調査してまた報告させていただきます。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

まだご質問、ご意見があるかと思えますけれども、本日議題があと2つございまして、そちらにもかなり時間が掛かることを見込まれますので、一旦今日はここまでさせていただきます。この件については、まだこれから縦覧後の書類が提出される流れになっておりますから、ご意見、ご質問をいただく機会はまだまだございますし、あるいは緊急性を要するご質問等があれば事務局経由で事業者に質問を投げかけるということも可能ですので、それでご対応いただきたいと思います。

では申し訳ございませんが、この議題に関しましては今日はここまでとさせていただきます。

では事業者の皆様方、お疲れさまでした。

では事業者の方々に入れ替わっていただきます。

議題 2

(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書について)

<事業者等出席者>

J R 東海環境保全統括部 上野担当部長、永長担当部長

J R 東海環境保全事務所(山梨): 島川担当課長、後藤担当課長、小野口担当課長、
篠原副長、鬼頭主席

アジア航測: 大橋主任技師、水口技師、藤本技師、仲條氏、横内氏

(議長 片谷会長)

それでは引き続き議題の2に入らせていただきます。

これまで、このリニア新幹線の案件につきましては、分野別に小委員会を3つ設置して議論をさせていただいております。まず今日は、それぞれの小委員会から、これまでの小委員会における審議状況のご報告をいただいて、それに対する質疑を行います。その後、事業者側からのご質問等があればさせていただきます。意見交換に進みたいと思います。

小委員会は3つございますけれども、坂本委員が公務の関係で、途中で退席されるご予定があるということで、まず生活環境2の小委員会の報告から先に進めさせていただきます。

では、坂本委員、お願いします。

(坂本委員)

公務がございますので、ちょっと先にさせていただきます。

資料2の2の生活環境2検討の進捗及び中間報告です。

全体的な問題点、これはほかと共通ですが、対応する反映するというようなことで、こちらで判断できる具体的な数値的、科学的なデータ、定量的なデータがはっきり出てない部分があるというようなことはほかの小委員会と共通です。

それから議論の対象の1番、2番、1) 2) ヒアリングの結果の取り扱い。それから方法書に関する知事意見への対応。これもほかのところと共通なわけですけれども、一応、とてもヒアリングについては氏名を出さなくてもいいからという話があったのを検討資料を出してくれというふうなことを求めているという状況です。

2) についても、説明を求めているという状況です。

3) については、水質に関わることでございますけれども、これは調査地点および調査予測地点に関わる資料が提出されました。

4) については、私どものほうから調査地点を追加する必要があるということを指摘しています。

これが3の1枚目です。

一枚めくっていただきまして、裏のところ、3の2のところ、

この過程の中で、予測地点、それぞれの場所で排水の水量等まとめて提出してくださいよということで、提出していただいております。

5) これはちょっと細かい話で、確認をいただいているところです。

6)は、ちょっとこれだけを見ると分かりにくいところがあるんですけども、甲府盆地の南のほうは湧水があったりするような所です。そこに高架の脚がきている構造で、架橋物がくるので、そこについてちょっと水面、地下水の高さと構造物の深度みたいな話をちょっと説明をしてもらいました。ただ、まだ、その具体的な場所の検討ということは分からないところで、検討をさらにやっております。

それから7番、トンネル工事の影響で、この部会の中ではトンネル関係がやはりよく分からなくて、検討が難しいところになっています。

7番の部分については、2番ですけれども、トンネル工事の影響を受ける恐れのある小河川の分布状況について資料提供を求めているというわけで、トンネルのどの口からどのくらいの水が出て、それがどの川へというところはまだはっきり見えないところがあるので資料提出をお願いしています。

8)と9)これは地質の話です。概略的な図は出していただいていたんですけども、それでは分からないということで、事業者にお願いしましたところ、9)にありますように、非公開と書いてありますけれども、社内秘の資料を一応、県の事務の預かりということでお貸しいたいて、今、委員のほうで検討しているところです。

10)これが土壌汚染の話です。これも、一つは調査地点の数が他の県と違っているようなことがありますので、それについては再検討をお願いしております。

それから11)発生土の移動に関する環境への負荷。これもトンネルからなんですけれども、先の7番、トンネルで出た、あるいは工事で汚れた水はどうするのか分からないということなんですけれども、11)は、その発生土のところで、一応、ある場所にある量を入れるようなことになっているんですけども、全ての発生土についてどこにどのくらい置くことになるかという、どう処理するかというところははっきり見えてないところがございまして、分からないところも多いと思うんですけども、分かる範囲での資料提出を求めているというようなところがございます。

最後の3の3の最後に書いてますけれども、1番、2番、当面資料提出を求める。1番、2番、3番は、ほかの部会と共通のさっきの話。それから4番は水質に関して整理した点。5番は残土の話です。あといくつか未確認でございまして、資料提出をお願いしていると。以上のことになっています。

以上です。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

では、生活環境2の小委員会に所属されている委員のほうから何か補足するご発言があれば承りますが、いかがでしょうか。

では、角田委員。

(角田委員)

3回行われて、最終的に詳しい地質図の提示がありました。その最終では十分図を見ている時間がなかったの、先程ご説明いただいた9)のところを質問させていただきます。

一つは、地質図ですが、地質図の中で、地質断面を作る時に、ボーリングを基にして、資料にしてこのようなものを作るというお話がありました。その詳しいことが、このくらいの図を描くにはこのくらいの正確さが必要だろうということもありますので、できれば、ボーリングをされた地点が書いてあり

ませんので、その位置と数について、今日、分かれば教えていただきたいというのが一点です。

それからもう一つ、トンネル自体のところですが、地表に見られる断層とか破碎帯が書き込んであります。ここは実際に、トンネルですから、地下の深い所を通るわけです。それがどのように影響してくるのかという、予測、あるいは見積もりですが、トンネルの深さに対してそういう影響があるのか。簡単に言うと、断層とか破碎帯の大きさの評価がやはりなされないと、分からないのではないかとということで、そのことをお聞きしたい。

それからもう一つは、再三、地滑り地帯の所についてお伺いしていたのですが、今回提出していただいた地滑り地帯の位置が相当に入っておりまして、懸念していたような状態の地域ということが分かりました。もし、ご利用であれば提出してありますので見ていただきたいと思います。

それを先程の断層・破碎帯同様に、トンネルを掘る時に上方がもし影響するというようなことになりますと、そういう箇所の土壌、地下水、にかなり大きい影響が入ってくる。あるいは人家の所にも、近くに地滑り帯が多数ありますので。それから排出土です。発生した土壌を搬出する、そういう個所にも地滑り地帯が表記してありますが、この所は今までの中にはなかったのですが、かなり重要なこととなりますので、付け加えていただきたいということです。

それからもう一つ、地質図の中では、トンネル区間の中で自然由来の土壌汚染、地質的には鉱化作用が行われている地帯がありますので、この土壌汚染が把握されているのかどうか、はっきりこれでは分からないので、このへんもしっかり把握し、地下水に影響あるかですね。それからこの発生土をいかに把握し、どこへ保存するのかという問題が出てきます。そのへんの対応も、やはり予測して考えておく必要があるだろうというようなことが分かりましたので、補足させていただきました。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

ほかの委員の方々から、今、生活環境2の小委員会から報告いただいたことに関してご質問等の発言があれば承りますが、よろしいでしょうか。

では、坂本委員がここで退席されるという事情がありますので、今、角田委員が追加の指摘事項を発言されましたので、それに対して事業者サイドから今日の時点で何かご回答いただける部分があれば伺いたいと思いますが、あるいは次回以降ということでも、もちろん結構です。

(JR 東海：島川所長)

ご意見ありがとうございます。今、地質断面図・縦断図、この間お示しして、ご覧いただいて、色々ご確認いただいているからの話だと思いますが、まず地質断面図・縦断図につきましては、当然、我々はボーリングとか、あるいは弾性波探査とか、あるいは地表踏査、それとか文献調査を踏まえた調査をしております。こういった調査をこれまでやってきたかについては、ちょっと出し方も含めまして、また検討させていただきたいと思います。

あと断層とか地滑り、どれだけの深さに入っているかということなんですけど、ちょっとこれも環境アセスという項目でいきますと、ちょっと安定性といいますか、ちょっと別の、評価項目とは違うところの話になっていきますので、深さ方向等について、実際断層がどうなっているかと。これは、今、我々が調査した範囲では調べておりますが、最終的にはやはりトンネルを掘る前の先進ボーリングとか、より

詳細な先進坑での状況を踏まえて、トンネル施工時に必要な断層に対する対策を取っていくということの基本であると思いますので、あまり今の時点で、アセス上どこまで深度化していくかという観点はあるかと思っております。その点を踏まえて、今日のご質問についてはまた検討してご回答したいと思っております。

以上でございます。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

角田委員、今日の時点ではこれでよろしいですか。

ではまた今の件につきましては、ほかの継続して依頼中の指摘事項、依頼事項も含めまして、次回以降の審議会もしくは小委員会で資料提出やご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは続きまして生活環境1の小委員会の報告をお願いするところなんですが、実は小委員長の石井委員が今日はご欠席ですので、資料2の1の説明は事務局からお願いいたします。

(事務局：土橋副主幹)

それでは事務局のほうから生活1小委員会における検討、進捗および中間報告ということでご報告をさせていただきます。

まず全体的な事項につきましては、先程坂本委員からお話がありましたような形でございます。

続きまして議論の概況、これも1)、2)につきましては、これは生活2と同じ内容なんですけれども、2)からお話しさせていただきます。これにつきましては方法書に対する知事意見への対応という中で、事前配慮事項という方法書のほうでまとめていただいてあったんですが、それが準備書になってなくなってしまったと。代わりに、これまで事業者さんのほうが行ってきました配慮書そのものも入って、さらにその時に集められた意見に残念ながら変わってしまったというところもありますので、ここをまた方法書の知事意見に沿って直していただきたいというところがあります。まずはそのなくなっちゃった理由をご説明いただきたいというところがございます。

続きまして3つ目として、当該事業に必要な設備、施設整備に係る関連事業者への配慮の要請について。これは、特に分かり易い部分につきましては、送電線の設置をする事業者。そういうことにつきましては送電線が付くということで、景観や送電線の設置というところがございますので、そういった部分での環境に配慮していただきたい部分については、既にアセスの手続きの中でこういった部分がこの地域において非常に大事かということが分かっているということがございますので、そういった部分については関係する事業者さんのほうに情報提供したり、気を付けてくださいという要請をしてくださいということを、環境保全措置の検討内容に位置付けていただきたいということを求めています。

4つ目としまして、地域特性を反映した予測を行っていただきたいということ。これは工事中に、工事中および供用の環境影響については、構造物の構造、それと、これは例えば軌道の高さや防音設備、防音壁もしくは防音・防災ということ、周囲と地域特性、これは全て住居や住宅地(病院)などの保全対象となる施設の分布状況が予測と、その両者の関係が非常に分かりにくいというところもありますので、これは図表等でコンター等を作りまして、ご説明をいただきたいという点。これについてはそうい

ったものを作って、追加的に資料を出していただきたいということです。

また、2つ目としましては、山梨県の環境の特徴もございますので、現況で環境基準をかなり下回っている部分もありますので、そういった部分を考慮しまして、現在の環境との比較を基本とした予測と評価等を行っていただきたいということ。

5)番としまして、対象事業実施区域のお話。これについては、これまで事業者さんのほうから環境省に確認を取っていただいて、おおむね追加した資料等のレベルでなんとかという話もございましたが、そうは言ってもというところで、早川の新倉(あらくら)の地区と富士川町の高下(たかおり)地区で工事用道路として新設する部分が若干ございまして、この部分がやっぱり黒丸で示されたままだと、どうしてもその周辺に及ぶ影響が把握しづらいということがございますので、ここについては位置や構造のお話をもう少し詳しい資料を出していただきたいということ。

3つ目としまして、対象事業に係る予測状況の明確化。これは一部資料はもう出されてはいるんですけども、発生原単位や環境保全措置の検討経緯の資料について詳しい資料を出していただきたいということになります。これについては補足資料の提出を求めていくということの中から決めますので、対応をお願いしたいというところです。

7つ目、これは防音防炎フード、防音壁、防音防炎フードに係る予測についてということで、この次の防音防炎フード、騒音防炎対策と景観対策は相反する環境にあるということは、特にこの事業の特徴になっていると思います。特に防音壁とする区間については、周辺に及ぼす影響を、防音防炎フードが設置された場合と比較を行っていただいて、総合的な検討をしていただきたいということがございます。

8番目として事後調査の実施、手法について。本事業は、事業の規模および変更区域の状況を踏まえますと、対象事業の着手の状況を把握するための事後調査やモニタリングを実施して、その結果を明らかにすることが非常に重要です。これらについては、ここで定める事後調査、いくつかの言い方があったりするんですけども、ここで定める事後調査、もしくは県の条例の事後調査の手続きの対象項目として位置付けて実施するようにお願いしております。

9番、これは駅の構造に関する部分なんですけど、今のところ地元自治体とのその周辺整備の計画との調整ということもあって、景観等の予測が行われていないんですけども、予測を行っている周辺の橋梁等と比較しても、あの駅周辺というのは非常に大きな構造物でボリュームも出てくるということもございまして、この地域についての予測をお願いしていくということです。

また、駅周辺の構造については、これは橋梁高架橋の構造につきまして、新構造形式とした場合と通常の方式、やり方によっては影響というものも異なるということがありますので、両方の形式で比較をお願いしたい。

3つ目につきましては、これは駅周辺の通過路線と乗降路線の構造、これについて情報提供をお願いしたいということ。

個別の項目につきまして、まず大気汚染につきましては、地域特性特に早川等、山地等の影響がありまして、そこにおける排出係数の考え方、これについては条件設定をどういうふうにしてきたかということ資料提供を求めています。

騒音については、まず測定結果の取り扱いとしまして、これまで実験線で使われてきた車両と、現在使用されている車両でデータを共通して使うことができるかを確認できるものを示していただきたいということと。

2つ目には国際的な評価基準に基づいて検討も併せて行っていただきたいということです。

3つ目、リニアの騒音の特性。これはガイドウェイ等があるからかもしれないんですけども、指向性として斜め上方、音が大きい部分が共通するということが考えられますので、そういった部分に対応した資料を提出していただきたいと。

次に騒音の発生のメカニズムとして、まずこれはリニアの発生する音の出方が基本的には空力音が主であるということと、これが新幹線の騒音の発生するメカニズムと少し異なっているということもありますので、現在想定されている防音対策の効果はどういうものなのかということもございまして、まずリニアの運行時の周波数特性と発生場所に関する資料を追加して、より一層お願いしたいところです。

5つ目になりますが、騒音の影響の範囲。これは表の8の1の2の28の1から3番と、表の8の1の2の29、これは準備書の表の番号になります。この記載では計画路線の保全対象となる施設や住居への影響程度。騒音が最大となる地点の影響の把握が難しいということがございまして、リニアの騒音工事の全般状況については等音線図を作成し、提出をしてください。

6つ目につきましては、予測地点の高さの検討。これにつきましては走行時に、あと建設機械稼働時の騒音につきましては、防音壁を介した形、解析による斜め上方からの音が伝播してくるという表がございまして、同一地点ではより上方のほうが影響が大きくなるということが心配されるということがございまして、現在、事業者が行っている予測地点では、場合によってはちょっと過小評価になってしまう恐れがあるので、予測地点の高さの設定を、周辺の建物の状況や土地利用の状況を考慮しまして、複数の高さで予測をするようにお願いをしております。

7番目、これは防音防炎フードの区間と防音壁の区間の境界部の予測について。これにつきましては、最終的にどこの位置で防音壁から防音フードに切り替えが行われるかということが確定をしてないというところが、こちらのほうも承知はしているんですけども、そういった部分で周辺への影響がどのように変わっていくのかということについて、可能な限り資料を出していただいて、ご説明をいただきたいところが7番目になります。

低周波音12番、これは走行時の低周波音になります。これにつきましては小委員会のほうで、現段階ではまだ平行線状態になっているんですけども、圧力変動というような評価を行っているということなんですけれども、これについて、この評価はこの評価として、環境省と一般的な低周波音の考え方で考えることができる周波数特性と音圧レベルに整理した値も合わせて示していただきたいということをお願いしております。

磁界への評価につきましては、事業者としては評価手法としてはイクニルプ（ICNIRP）の400ミリテスラを基準としているということなんですけれども、これについてはペースメーカー等への影響等もやはり心配されていることございまして、ただ事業者さんの資料編のほうにはペースメーカーについても処理基準をクリアするようにやっていますということなので、記載をしていますので、そういったこと、あと、先日行われました磁界の公開測定の結果等も踏まえる中で、磁界に対する保全の目標値につきましては、1ミリテスラということをご検討いただきたいということをお願いしているところです。

続きまして景観になります。景観につきましては、予測を行う基本的な前段階として構造物がどこから見えるのかということの視認範囲を把握していただきたいということ。

2つ目としましては、これは重複しますが、駅構造物の予測をしていただきたいということ。

3つ目としまして、変電所、保守基地、斜坑等の付帯設備の眺望点からの影響。もしくは地域景観への影響についてご検討いただきたいと。特にこれらの施設について、主要眺望点から見える可能性がある、もしくは工事をする中で見えないような工夫をするという場合がございますら、そういった検討結果を合わせて情報提供をお願いしたいということ。

4つ目としましては、景観委員会、これは事業者さんのほうで組織している団体で、専門家の集まりなのですが、そういった中で橋梁による影響を受ける主要景観や地域の景観についてどのように検討したのかを追加資料として教えてくださいということ。

5つ目としては、沿線の市町村でいくつかの所で持っているんですけども、景観計画との整合性です。これについては、これまでのお話の中でもあまり詳しいことは書いていないということはお説明はいただいているんですけども、そういうことはあるにしても、やはり大きなものが出てくるので、その地域のイメージに対してどういうふうな影響があるのか。それに対してどういうふうに事業者としてアプローチするのかということを少しご検討いただければなというところが5番目。

6つ目については、景観に関わる評価。これについては現在の予測評価の結果につきましては、橋梁とか高架橋の形状についての検討が主なもので、その建物が出てくる、出現することによる影響、必要な情報とか、地域計画への影響が十分に検討されているとは、ちょっと言いにくいところがございますので、この部分についてはもう少し再検討していただきたいというところ。

7つ目の部分は、これは景観に関するお願いの部分でございます、リニアが走っているところがどのように見えるかということについて検討している資料があったら、情報提供をお願いしますというところなんです。

これが最後になりますが、15番、人と自然とのふれあい活動の場。これにつきましては森林総合研究所の芝生広場の件です。この部分については実際、今の資料が、人と自然とのふれあい活動としての実体的な活動がされている、そういった目的でもあり作られているところもございますので、そういった部分で工事が行われることになるんですけども、この点についての予測結果を、予測地点として設定していただいて、その結果をお示しいただきたいということになります。

その下になりますが、これはちょっと四角で、枠で付けてあるんですけども、報告書案の時と少し文書が、タイトルとか付いてなかったんで、ここに若干修正、見た目が変わっています。ただ内容につきましては基本的には変わってございません。タイトルとしましては、事業計画の未確定であるとの主張と環境保全の記載についてということで、事業計画は正確に決まっていないというお話なんですけれども。

次に3つほどこの関連ですけれども、それらが明らかになっている以上、アセスの手続きの中で具体的な環境保全措置を検討記載することができないほど未熟なものではないというふうに考えております。

例えばどんなことかと言いますと、路線の位置・幅共に、事業者のこれまでのお話の中ではかなり具体的になっているということ。関連施設についても、大まかな位置、その他改善範囲については、今回お示しいただいた資料である程度限定されたということもございます。

3つ目につきましては、やっぱり沢を埋めたりする計画については、今回の小委員会を通じまして、事業者さんのほうから詳しいお話がいただけたということ。こういったことを総体的に見ますと、もう少し詳しい環境保全措置が検討していただけないかということになっております。

最後になりますが、当面の資料提出を求める事項としましては、まずヒアリング時の質問事項と専門

家の見解、それと事業者の案、それに対するどう対応したのかという資料。

2つ目としましては、1と同様に、市町村へのヒアリングの結果も取りまとめて資料を出していただきたいと思います。

3つ目につきましては、事前配慮事項の取り扱いについて。

4つ目は駅の構造物に関すること。

5つ目については、予測必要な実測値、関連する資料については、今も出していただきましたけれども、より詳しく必要なものについては出していただきたいということ。

6つ目としまして、分かり易い資料の作成ということで、等濃度線とか、等音線図等を作っていたきたい。

7つ目としまして、予測地点においては、本県との環境保全措置による影響と広がり特性と周辺の住居の構造等を考慮して、また高さ方向の検討をしていただきたい。

最後になりますが、環境影響の変化については、現況との比較を行い、住民に分かり易い記述で資料を提出していただきたいということです。

以上です。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

私もこの小委員会のメンバーですので、若干補足申し上げますが、小委員会の場で何回か、JR東海さんにお伝えして、申し上げてきたことは、この事業というのは、日本でこれまで行われた、アセス対象事業の中でも抜きん出て大規模な事業ですし、またJR東海さんはその事業者の企業の規模や技術力等の面においても極めて高いレベルの企業でいらっしゃるわけで、そういうことを考えれば、このアセスというのは、将来のほかのアセスの、何と言いますか、先進的な事例になるべきものであるというふうに考えておられて、それが、例えば、先程の騒音の予測地点を増やすこととか、それから最後のほうの枠の中に書かれている事業計画が未確定であるということに対する対応等の記載につながっているという趣旨でございます。

要は、より高いレベルのアセスを目指していただかなければ、このアセスの審査というのはとても終われない状況にあるというようなことを小委員会の場で何度か発言させていただいたということで、それがこういう形で資料に反映されているということです。

ほかの生活環境1の小委員会のメンバーの委員の方から何か補足されることがありましたらご発言ください。

福原委員はよろしいですか、この内容。

高木委員は何か気付かれたことは、よろしいですか。

では、ほかの小委員会の委員の方々から何かご質問等がありましたら承ります。

よろしいでしょうか。

それでは、生活環境1の小委員会の報告は一旦ここまでにさせていただきます、3番目、自然環境の小委員会の検討状況の報告を湯本小委員長からお願いします。

(湯本委員)

それでは自然環境小委員会の検討の状況について報告をさせていただきます。全体的な問題点につきましては、3部会とも共通だったというふうに思います。

議論のことですけれども、まず概況ですが、基となる資料というのが最初の段階では、第1回目では一部サンプル提示というふうなことでございました。第2回で全体のものを出していただきました。内容的には踏査図、それから貴重種、重要種等の確認位置、それから植物のコドラート調査というふうなものが非公開資料として非常に膨大なものでございましたけれども、提示していただきました。

それを基に調査予測、それから評価というふうなことで、二つの分野、重要種に関する事項と、それから生態系に関する事項というふうになってくると思います。その最初の重要種に関する事項ということで、たくさんありますので、主に富士川町高下（たかおり）地区にありますミゾゴイの生息状況を主な事例として議論をいたしました。

その結果ですけれども、第3回におきまして、それを基にして猛禽類、当該地区における猛禽類の確認状況と工事計画、環境および環境の保全措置に関する資料を出していただきました。

全体として見ますと、調査・予測等については、調査は非常に大きな基礎情報を出していただきました。ですけれども、生データとして出していただくことが多かったというふうに思っていて、検討結果というふうなことについては依然としてまだ不十分な部分というのがあるかと思っております。

予測ですとか、評価、環境保全措置につきましては、議論の中で準備書の書かれていることをそのまま回答されることが非常に多くて、具体性に非常に欠けているというふうなことが強く出されて、同じような議論を長い間、したような気がいたします。

貴重種につきまして、JR東海さんのほうへの要請ということで、保全対象種が確認された場所の地域特性を考慮して予測を再検討すること。

2番目として、環境保全措置の検討においては、保全対象とする地域ごとに措置の内容、実施時期、種の特性、地域特性、期待される効果が明らかになるようにミゾゴイに関する検討資料の内容を参考に他の種についても検討を行い、その結果を提出していただきたい。

3番目として、環境保全措置の主体は手法、主にどういうふうなことをしますというふうな一覧表のような説明が主体でありました。生息位置ごとの当該措置の効果が示されていない。それから保全措置の効果および実施状況の把握のためのモニタリング調査等の実施を再検討していただきたいということです。

もう一つ、4番としまして、調査予測評価の生態系という部分について、貴重種と同様に高下のミゾゴイについて、そのミゾゴイを対象種としていただきたいという話をずいぶんいたしまして、第3回におきましてミゾゴイを対象種とすることを検討する旨の回答をいただきました。生態系につきましても、評価、保全措置等、また不十分な部分が非常に多くて、もう一度検討をお願いしたいというふうなことが多々ありました。

生態系につきましては、ミゾゴイについては生態系の注目種に追加をしていただきたい。

2番目として、予測においては面積の比較だけではなく、形状、規模、機能についても検討し、その結果を資料として提出していただきたい。

3番目、環境保全措置の記載は手法の説明が主であって、生息位置ごとにおける保全措置の効果が未記載であって、当該地域における措置としては不確実なものであるために、効果および実施状況を把握するためのモニタリング等の実施を再検討していただきたいということです。

当面資料提出としてお願いしたいこと。

最初に富士川町高下地区で作成した貴重種の保全に対する参考資料を参考として、ほかの重要種についても予測評価、環境保全措置の具体的な検討手順と想定される環境保全措置の実施位置等を整理した資料を提出していただきたい。

同地区、高下地区における生態系の評価・影響については、事業実施後のハビタットの形状、規模、機能の変化に関する予測およびそれに対する具体的な環境保全措置等の検討結果を整理した資料の提出をお願いしたいということです。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。自然環境の小委員会のメンバーの方々で何か補足されることがありましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方々から何か、今の報告に対するご質問等ありましたらお願いいたします。平林委員どうぞ。

(平林委員)

踏査図等については、小委員会のほうで非公開資料として公表されたということですがけれども、これについては、今までの他のアセスの事例等に鑑みますと、当然、公表されてきたという気しています。小委員会のほかの委員についても、これは見せていただくことはできるのですか。公開していただくことはできるのですか。この委員会構成メンバーである我々は、見ることはできるのですか。

(議長 片谷会長)

事務局からお願いします。

(事務局：土橋副主幹)

今、JR東海さんと確認を取りたいと思うんですけれども、その部分は委員限りということであれば、あと審議会委員、特に平林先生につきましては動植物のほうも見ていただいたりしている絡みもありますので、審議会委員であれば可ということでもよろしいですね。

(JR東海：島川所長)

審査に必要な限りにおいて委員の方に見ていただくには、これからは、それについては事務局のほうでまた管理対応のほうをお願いしたいと思います。

(議長 片谷会長)

ではそのように。もちろん非公開資料ですから、厳重な取扱注意で対処していただくことになりませんが、事務局で対応をよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

では、特に委員からの発言はございませんので、各小委員会からの審議状況のご報告についてはここまでとさせていただきます。続きまして事業者からJR東海さんに何か今日、説明されるようなこと

はありますでしょうか。

(JR 東海 : 島川所長)

今日、各小委員会のほうから出ました、当面、資料提出を求める事項がございますので、これについて、今後どのように考えていくかという、ちょっと考えをお話しさせていただければと思いますが、ちょっと個々に、ちょっと項目ごとにあるんですけれども、よろしいでしょうか。

(議長 片谷会長)

資料Bの1の何、2の2の何というふうに聞いていただければ。

(JR 東海 : 島川所長)

個々の議論の該当に伴います色々な資料については、一部回答したのもございますので、もちろんこの審査会の中で整理は当然やっていきますが、今日は特に当面のこの提出を求める事項について我々としてどういうふうを考えるかということの一つご説明させていただければと思います。

まず生活1の小委員会、資料2の1の5の5ページのほうから順にお話しさせていただきます。

まず1番目ですが、ヒアリングにおける質問事項、専門家の見解および事業者の対応状況に関する資料の提出の件でございますが、これは我々第7章に専門家の見解、それと所属機関、専門分野、それを項目ごとにまとめた資料を書いています。それに対してこのような小委員会でのご意見をいただいたということで、ちょっと詳細な表し方についてはまた今後詰めていきますが、基本的な方針としまして、この第7章の見解に加えて、それをより詳細化するという意味で、例えば質問をした事項の分類をして、回答内容についても、これはちょっと要約しておりますが、少し肉付けをすると。その結果、最終的に我々として、これは事務処理をどのように反映していったかというような対応状況、そういったものをちょっとまとめて整理してご提示していくということを考えております。

それと下の、2番目の関係市町村のヒアリング結果でございますが、これについても各評価項目の中で、市町村ヒアリングの結果というふうに書いておりますが、それを具体的にどのような内容について確認していった、その結果、どういうふうに整理したのかというような形で、これもヒアリング結果について、まとめ方についてはまた考えていきますが、今後お示ししたいというふうに考えております。

3番目でございますが、方法書に記載したところ、計画段階配慮事項で、今回は準備書のほうに載せなかった理由ですが、まずこれは準備書の記載内容については、環境影響評価法および主務省令に基づいて記載しております。この計画段階配慮事項の件でございますが、交渉段階では当然3キロ幅のルートをお示しして、準備書をまだこれから絞り込んでいくという段階でございましたので、その時点で各評価項目に関する全般的な配慮事項というものを計画段階配慮事項として方法書に、参考的に記載したという事情がございました。

今回、準備書の中ではルートを絞り込みまして、その計画段階配慮事項は環境保全措置として内容を具体化して、その環境保全措置として各評価項目に記載したため、この元々あります計画段階配慮事項は、そういう意味では保全措置として、いわゆる消化したという状態でございますので、一覧は不要と判断して掲載しておりませんでした。

しかしながら、この計画段階配慮事項を、結果、昔はどうだったのという、今、方法書に立ちかえれ

ば確認できるんですが、準備書の中の見易さという点を考慮いたしますと、この計画段階配慮事項については、また記載の検討、再記載ということで、評価書ではそのような形で対応していきたいというふうに考えております。

それで4番目の駅構造物等のことですが、これは我々自治体との駅周辺ですね、駅単体ではなくて、やはり駅といいますのは、駅広場周辺整備を含めて、自治体の協議内容、その結果によって景観は大きく変化するということから、予測対象、景観予測対象としては対象外ということで考えてきました。しかしながら、最終的にはこれは非常に不確定要素が多いという形で、具体的なものをお示してもその通り、特に駅構造物以外の周辺のものというのは我々だけでイメージを描くということもできないということでございます。

しかしながら、その構造物が出来ることによって、どんな形ならばと、今、ちょっとイメージが中々お持ちいただけない状態でございますので、何らかの形で、ちょっと駅ができたらかんな雰囲気になるというものをちょっとお示しできないかということは考えておりますので、ちょっと具体的な景観予測対象として取り入れるというのは、その予測が、前提が非常に不確かでございますので、景観予測対象としての取り上げというのは難しいかと考えておりますが、写真等でどのような駅ができるとイメージになるのと、いうことについては、私できるかなというふうに考えておりますので、それについては検討していきたいと考えております。

5番目でございますが、予測に必要な実測データが関連する資料ということで、特にこの議論の概況から言いますと、例えばL0系の新型車両におきます走行試験データ、あるいは従来の走行試験結果でも、いわゆる周波数特性を分析した場合にどのようなデータになっているかということが具体的には当てはまるかというふうに考えております。L0系のデータにつきましては、現在、走行試験を並行して行っておりますので、このデータが整理次第、防音壁区間、あるいはフード区間の騒音測定値等について、今後お示しをしていきたいというふうに思います。

また、これまで取ってきました先行区間データ等についても、これは発生側につきましては、前回、音源のパワーレベルのところでお示しましたが、ちょっと車両の開発部分等にも関わる部分がございますので、ちょっと発生源側からの周波数分析データというのは、ちょっと我々としても、従来通りお示しするのは難しいと考えておりますが、受信側ですね、沿線の方々が受ける受信点側としましては、これは当然、今でも観測すれば得られるデータでございますので、それについては周波数分析をしたものを今後も提示していくということで考えております。

そして6番目でございますけれども、等濃度線あるいは等濃度線図、等の視覚的に分かり易いような範囲とか最大地点が確認できる資料の提出ということでございますが、これは我々、現在、騒音とか大気質については、最大、一番厳しい予測データとなる部分を示してありまして、実際の住民の地域の方にはそれよりも少なくとも小さくなるという形でこの内容を理解していただくという形になっております。

ちょっと表し方の工夫というのはありますが、そういった面ではちょっと中々直感的には分かりづらいと。例えば、色んな表がございますけれども、その表と地域を組み合わせるという作業をしなければならぬ部分もありますので、ちょっとどういったやり方がいいのかということもございます。

あと、施設計画上、フードの割り付け区間が決まってないということで、物によってはちょっと平面的に、連続的に示すことが現実的に困難というものもありますので、そういった各評価項目の特性等も

踏まえて、できるだけ見易さという面で表現の工夫というのは考えていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、その予測地点の周辺住居分布や構造等を考慮した高さ方向の検討でございますが、今、例えば列車騒音におきますと、基本的に1.2メートルという予測高さで考えておりますが、これらについて、例えば1.2メートルより高い位置で、例えば予測地点5メートルとなった場合にどれだけの差異があるかといったような点については、ちょっとどのようになるかという、差異の程度についてもお示しするというところで考えております。

その他、住居分布等を踏まえて、現実的な条件の中でシチュエーション的に考えられるものは、この、今、我々が予測高さとして考えているものに対してどのような差異があるのかということについては検証していきたいと考えております。

また最後、この環境変化につきまして、現況環境からの変化の程度について分かり易い記述ということでございますが、これは評価等の表現の中で、今、単に基準値との比較を掲載しておりますが、その中で実際どのような現況レベルであるかと。中々単位的に揃わないものもありますので、ちょっと数字を横並びするだけがいいのかという問題もございますが、できるだけ現況はこういう環境状況であります、それに対して工事等によってこのようなことになる。音とか状態になるということについては列記するような形で、結果的には我々そういった中で、基準値を守りつつも保全措置をとって低減していくわけですが、現況、こういう環境であるということについてもちょっとコメントするというところについては考えていきたいというふうに思っております。

以上が生活1に関する当面の資料に対する考え方ということでご説明をさせていただきました。

次に生活2のほうでございますが、これは最初から3つは今の生活1と共通していますので、ちょっと割愛をさせていただきます。

4点目でございますけれども、これは水質等に関わる環境保全措置の検討で、予測地点ごとに措置の内容、水質、放流先等について具体的な、整理した資料をということで、これにつきましては、前回、12月12日の小委員会のほうで、以前、調査地点だけございましたが、プラス予測地点ごとに表のほうで、実際、ちょっとこれは計画施設としてまだ計画熟度が詳細ができない点もありますが、今想定できる範囲内におきまして、個々の施設、あるいは工区ごとに、工事地区ごとにどのような水を出してどこに流れるのかというようなことについてはお示しをしておりますので、これについては、資料については出ささせていただいたものと考えております。

それと5番目、高下地区の発生土を利用した造成に関わる環境影響評価、保全措置の検討状況。これは動植物、生態系のほうとも共通いたしますが、この準備書記載の保全措置等について、高下地区の自然のミゾゴイでもそのような形をお示ししておりますが、この生活に関わるそれぞれの項目の保全措置等についても高下地区の図面と合わせて、具体的にどのようなことをやるかという形でお示ししたいと思っております。

検討中になっている未提出部分の資料ということで、これは前回までに2点ございますが、ユスリカの成虫と幼虫における同定の問題と、あと甲府市内の河川で一部SSが非常に高い濃度になっているということにつきまして、これは、ちょっと今日の時点では間に合わなかったんですが、でき次第、事務局のほうを通じて委員の先生にはご覧いただきたいと思っております。濁りの状況については関係自治体等にもちょっと、当日どういった状況があったかということもヒアリングをしております、その結

果も踏まえて、最終的にどういった状況だったかというようなご説明を今考えておりますので、これについては事務局を通じて、また生活2の委員の先生には見ていただきたいと考えております。

最後、自然環境系の対応ですが、これはかなり一つ総括的に保全対象物が確認された場所で、一つは地域特性を考慮した予測ということと、また地域特性を考慮した環境保全措置というのを保全対象種ごとに検討。その中で高下地区をモデルしたものをということで書かれていると考えております。我々としては、まず高下地区でございますが、非常に複数の計画施設が一つのエリアに集中しております。保守基地、変電施設、また工事用道路とか、そこには一部明かりになる部分もございましてということで、さらに発生土を活用するというので、これはちょっと他の地域と違って、非常にその地区に集中的な複数施設の計画があり、改変があるということでございます。これについては、これはエリア全体で環境保全措置というのを検討して、それが有効であると考えますので、詳細なこの地区の地域特性を考慮して、これらの予測評価、保全措置については特に検討してまいりたいと思っております。

ですので、今回のこの高下については、基本は、今の保全措置とか評価というふうに、それが我々としても一つの準備書の表し方と考えておりますが、これまでの意見、先生方からの意見、あるいは今の高下地区という特徴を踏まえますと、それらちょっと一步踏み込んで、この高下地区については、より追加的に、追加といいましても付屬的にちょっと詳しく、その高下という地域特性を踏まえて保全措置等の検討をやっていくということで考えていきたいと思っておりますので、ここの地区に関わる保全対象種も含めまして、より踏み込んだ形で資料を提示していきたいと思っております。

また一方、高下と、もう一つが早川地区でございますが、これも先日猛禽類等の確認がございまして、これは南アルプスの重要性ということと、またこの区域には重要種が発見されてございまして、工事上も保全措置が必要であるというようなことになっておりますから、これも今の高下と同様に、これらの地域特性等を踏まえて、他の地区よりも一步、ちょっと詳細に追加補足的な検討を行っていくということで、これらの関係します保全対象について保全措置等、詳しいものをお示ししていきたいと考えています。

その中で、当然、ミゾゴイの議論がございましたが、ミゾゴイも高下地区の地域特性を踏まえるという意味では、委員の先生からも色んなご意見をいただきまして、そういった意味ではこの地域特性を考えるうえでは、ミゾゴイというのもその生態系の中で注目種として考えていくべきだということもございまして、高下地区の地域特性を踏まえた詳細な検討の中では、当然このミゾゴイの生態系への注目種の追加ということも踏まえて今後考えていきたいというふうに思っております。

あと最後、この事後調査等の話でございますが、これは当面資料提出を求める最後のところの生態系、これは事後調査というのが・・・すみません、モニタリング等の実施の再検討ということがございます。これは1つは、今、事後調査という意味で効果の確実性とか、予測の確実性ということで、事後調査という中で入っているものと入っていないものがございまして、これは1つに山梨県の環境アセスの制度の中で中間報告及び完了報告というのがございまして、その中で評価項目に関わる環境の状況及び環境保全措置の実施状況、それを報告しなさいという内容がございまして、その中でこれらモニタリング等やったものについては、当然、この報告の中で含まれて対応していくものだというふうに考えておりますので、我々がモニタリングした内容については、この報告書という形でお示ししていくということを考えているということでございます。

以上、ざっとでございますけれども、この生活1・2、自然意見に対しまして、これまでの意見、審

議いただいた意見を踏まえまして、より分かり易いものを、そして地域特性を踏み込んだ形でどれを評価書に反映していただけますように、この資料については取りまとめ次第、ご提示していきたいというふうを考えております。

以上です。

(議長 片谷会長)

今、各小委員会の報告資料の中で指摘されている、主には当面資料提出を求める事項のところですが、事業者側からの対応方針のご説明をいただきました。

今のご説明に対して何かご質問等があれば承ります。

佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員)

ちょうど、今、事業者さんから富士川町高下の話が出まして、実は自然のほうで、前回の3回目の12月10日に私が質問したんですが、騒音のことは私は専門ではないので、高下地区に明かり部分があるんです。そこにやはり色々な施設が集中する所が、今、事業者さんもおっしゃっていました。その中でミゾゴイが周辺にたくさん記録が出ていまして、これをとにかく環境保全措置をどうするんだという話で、具体的な事案、事例を示されてないんですね。その中で少しでも、回避はもう無理でしょうから、低減ということが何かできるのかという話をした時に、私のほうから明かり部分を塞ぐことはできないんですかという、僅かですからという質問をしたんですね。そうしましたら、換気のためにどうしても開けておく必要があるという回答を得て、私も専門家ではないのでそれ以上の突っ込んだ質問ができなかったんですけれども、今日いらっしゃる委員の先生方で、どうしても明かり部分が閉じてはいけないのかという部分について何かしらご意見があればと思って伺いたいんですけれども。

(議長 片谷会長)

明かり部分に蓋ができないというご回答の趣旨は、トンネル内の換気の意味ですか。先に事業者さんの確認をさせていただきたいんですが。

(福原委員)

それって、従来、斜坑で逃がしているような。

(JR 東海：永長担当部長)

よろしいでしょうか。

この高下地区でいわゆる明かり区間、いわゆる地上に出る区間がかなり短いという状況がございまして、そこでトンネルに出入りをする時に、準備書内にも書いておりますが、トンネル緩衝工というものを設ける必要がございまして。私も標準で考えていますから150メートルぐらいということですので、それぞれ新しくトンネルに入る時にはその緩衝工を介して出入りをしなければいけませんので、その緩衝工の長さが確保できないような場合にはトンネルそのものを一本につなぐ必要があるということをやちょっと考えておりますので、その件が配置の状況を考えますと、かなり短い区間の所で、明かり区間を

開けることはちょっと難しいという状況でございます。

あとは区間によっては、一方ではそういうふうに、短い所だと閉まる所もございませぬけれども、それは結局、そういう状況までになってしまいますと、相当かなり長いトンネルになるということもございまして、実際にトンネルの中の換気、いわゆる一定の環境を保つという意味でも、ある程度の長さではトンネルが地上になる区間も必要ということでございませぬし、いわゆる異常時に何かあった場合にもトンネルの外に出て停めるといふことも場合によっては必要になってまいりますので、そういった意味でも一定の地上区間はありえる、外に出る区間は確保しておきたいという事情もございませぬ。そういった、ちょっと、両方からの事情がございまして、ある程度は明かり区間として確保するところと、いわゆる閉じるところを決めていくというようなことございませぬ。

(議長 片谷会長)

要するに、高下地区の明かり部は蓋をしない。緩衝工は設けるんですね。

(JR 東海：永長担当部長)

トンネルに入る場合には当然、緩衝工が必要になってまいります。

(議長 片谷会長)

佐藤委員のご質問は、逆に鳥類への騒音の影響を考えれば、蓋をしたほうがいいのではないかとこの趣旨のご質問だったはずなんですけれども、それに対して蓋をしないという方針のご回答があったということですね。

(佐藤委員)

つまり富士川町、甲府盆地から入って西側の山へ入りまして、すぐに2カ所明かりがあるんですね。この2カ所はどういうわけかミゾゴイがいるんですけれども、この2カ所を塞いでもらえば、これだけの議論をミゾゴイに関してしなくてもかなり済むことになるんです。あと工事の保全措置だけやればいいので。これができ上がったあと、ここの明かりが残るといふことは、音は結構鳥類は慣れますけれども、空気振動とかといふものに関しては予想は今できないです。こういった施設がありませんので予測できないんですね。

ですから、それを心配するのであれば、明かりが潰せる、被せられるのであれば明かりはいらないんじゃないか。その向こうには早川の橋梁があるわけですから、それで対処できるならそれでいいんじゃないですかという意見なわけです。

(議長 片谷会長)

福原委員。

(福原委員)

緩衝工というのは、元々、要は何ていふかトンネルみたいな微気圧波を軽減するためという目的で緩衝工があったわけであって、人の出入りがどうのこうのと、排気がどうのこうのと、いふのはまた目

的は別で、我々は今までの議論の中で、斜坑と言いますか、そういうようなところから色々、空気を抜いたりとか、ガス抜きじゃないけど、排気を抜いたりとか、そういうふうに理解をしていたんですけども、先程、私は一側面だけで緩衝工というのは、微気圧波の問題軽減のためにというふうに思ったんですけども、それ以外の目的のためにもあったんでしょうか。

何か緩衝工に結構こだわった部分があったものですから。僕は潰してしまってもいいんじゃないかと思う。ただしJRさん側はよくお分かりだと思いますけれども、初狩のところは全部潰していますが、東京から甲府方向に来る時には、ああいうフードを被せた外側でも、実際に自分の前を列車が走行する前に、7～8秒ぐらい前に、1回、大きな微気圧波変動みたいなものが生じて、それからもう一度列車が来る時にまた出てくるんですね。そういう部分が鳥類だとか、ほかに影響がない程度のエネルギー量にうまく抑え込んでいけば、佐藤委員の言うようなやり方のほうが最もノーマルじゃないかなと私は思ったんです。

(議長 片谷会長)

事業者さん、どうぞ。

(JR 東海：永長担当部長)

少し、ちょっと僕は誤解を生むような表現をしてしまって申し訳ございませんけれども、緩衝工そのものについては、これは微気圧波の低減という目的だけでございます。例えば緩衝工があること自体が、例えばそれ自体が換気に何か関係するというようなことはございませんで、換気については、いわゆる明かり区間というものを設けるか設けないかという話でございます。

こちら、高下の地区については、これは先程ちょっと申し上げましたように、詳細には地域特性も踏まえて、少し詳細はちょっと整理した結果をご提示するということですので、その際に、こちらの、いわゆる、当面、計画する施設の中には、想定する環境、いわゆるフードの換気用対策口も含めてということになりますので、そのちょっと状況を述べさせていただいた中で、ご意見いただいたところで、趣旨は十分理解しておりますので、具体的に私ども条件を想定していることがどうだということの中で、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

形になったものがある、目の前にちょっとお話しさせていただいたほうが議論としてよろしいかと思っておりますので。そういうことも含めまして、少し細かい計画をご提示させて議論させていただきたいと思っております。

(議長 片谷会長)

湯本委員。

(湯本委員)

今のご回答がゴタゴタしてくる理由っていうのは、先日の会議の時に「フードはできませんか」と、こちら側が質問したことに対して、事業者さんのほうから、「トンネル内の換気が必要だからフードは付けられません」というご回答をいただきました。

それについてのことについて質問を、今、されたんだと思います。本当に換気が必要で、そういうふ

うなことが塞げないのかという質問をされたんだと思いますから、緩衝のこととか、そういうふうなことではなくて、換気ということ一点に絞ってのご回答だったと思います。ですからそれについての見解をお願いしたいと思います。

(JR 東海 : 島川所長)

すみません。高下については、地域特性も踏まえて、ミゾゴイとか、そういった重要種がおりますので、そういった地域特性を踏まえる中で、我々、一つの、今、計画というのを持っておりますが、じゃあ、その保全措置として、こういった面でも、保全措置の一つとして考えられるか、対応できるかと、ということも踏まえて、実際の高下地区の計画に合わせた形で一度お示しすると。

その、今出すと言っている中で、それも含めて、一度検討した結果についてご提示するという形でいかがでしょう。

今の経過では、確かにそういう部分もあるんですが、じゃあ保全措置としてそういうものが必要というふうに考えれば、じゃあもうちょっと違うことができないかということも考えていくことは必要だと思いますので、そういった部分も含めて。

(佐藤委員)

前向きに回答をいただいたような、いただかないような、分からないんですけども、要するに前回の発言、回答にありました換気がどうのこうのというのはあまり関係ないということによろしいですか。

(JR 東海 : 島川所長)

当然、そういった面もありますが、あとじゃあ、そのミゾゴイの保全対象種と、ある意味ちょっと比較考慮をするというところがありますが、それでももっとほかにいい対策があれば、そういった面で、あとどうしても施設上、これはなんともならないかどうかということも含めて考えなければなりません。今の計画を単純にやるとそういうことになりませんが、その動物に対する保全対策ということで、ちょっとまた、そういった地域特性まさに、そういった高下の特性を踏まえて、ちょっと通常と、今の考え方と違うこともできないかも含めてちょっと検討はしてみたいと思います。

(佐藤委員)

地域特性のことで十分ご理解いただいているたいへんありがたいんですけども、質問の、いわゆる芯にある部分は、要するに建築的にそういうことができないんですかということなんですよね。もしこれができる、カバーしても構わないんだということであれば、これは神奈川から岐阜までの間に少しずつ明かりだけ出ている部分がたくさんあると思うんですね。こういう部分を全部塞ぐということも可能なわけですよね。それはもう非常に周辺の動物とか鳥類に対して、かなり低減できると、私考えますので、すごく重要なことだと思います。

(議長 片谷会長)

いずれにしても今日この場で明確な結論はご回答として出せないでしょうから、これは次の小委員会、もしくは審議会の時に回答をしていただくということで、準備をお願いします。

ほかのご質問ご意見は。

田中委員さん。

(田中委員)

自然環境小委員会の資料2の3の3の3ページの一番最後のところですね。当面資料提出を求める事項。

一個目のものについては色々議論がありましたけれども、ミゾゴイもちゃんと生態系の指標種として選定して評価保全対策の検討をされるということで良かったと思います。

2番目のほうの、今のJR東海さんのお話は、ちょっとここに書いてあることと違うんじゃないかなと。この2番目のことは私が言っていることじゃないので、ちょっとあれなんです、ここで言っているのは中間報告で報告しなさいと言っているのではなくて、事前に報告しなさいということを行っているんですよ。むしろこれは小委員会の委員長の湯本先生にお聞きしたほうがいいのか。

(湯本委員)

予測をしたものを出してほしいです。

(田中委員)

そうですね、予測ですよね。だからモニタリングしたものを中間報告で出すというのは当然の話ですけれども、ここで2番目の話で言っているのは、アセスとしてそういうこともちゃんと予測評価して、それを事前に出してくださいということなので、それは確認です。

(議長 片谷会長)

事業者さん。

(JR東海：島川所長)

そうですね、私、モニタリングの話とか、あと中間報告の話は3ページの2のほうの話を、下のほうに書いてあるモニタリングの話をしてしまいまして、この3の3の2番目については、当然、事業に必要なハビタットの形状、規模、機能変化に対する予測についてと、事業を実施したあとに出しますということではなくて、当然この審議の中でやっていきますので、ちょっとこれをページが2ページの話で最後言ってしまったので、ちょっと順番がおかしくなりましたけれども、それは当然会議の中でお示しするということであります。

(議長 片谷会長)

それと、今、ちょうどモニタリングの話が出ましたけれども、法律上の事後調査等は別に、そういうモニタリングを計画されているという先程のご説明があったかと思いますが、それはたいへん結構と言いますか、ある意味当然のことなんですけれども。

どの予測評価項目についてどういうモニタリングをされるのかということは、やはり事前にお示しいただかないと、この審議会としては了解しましたとは中々言えない状況ですので、これは最初の評価書

ではなくて、この準備書の審議が進んでいる間に地点を明確に云々というところまでは多分まだ無理だということは分かりますが、少なくともどの評価項目に対して何をモニタリングするのか、そしてその地点は何地点ぐらいを現時点で計画しているのかというぐらいの資料はお示しいただく必要があるというふうに考えていますので、その準備をお願いしたいということです。

(平林委員)

頻度も追加してもらいたい。

(議長 片谷会長)

今、平林委員から、そのモニタリングの頻度についても現時点でどういう計画かをお示しいただきたいということ。

実は県の条例対象事業ですと、この準備書段階でそういう事後調査計画というのは通常書いていただいていますので、準備書はもういいですけども、この準備書の審査資料として、審議資料としてご準備いただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

それでは事案をご回答いただいたことに対するご質問をお受けしました。

では次に、事務局から何か説明が今日ありますでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

これからご議論いただく中で、今までの議論と、あともう一つ広くご議論いただきたいということがございまして、資料の3というものを用意させていただきました。今までのご議論いただいたものとなり重複する部分もございまして、こういった部分はまた一つ一つのご議論をいただく資料としてお使いいただければと思ひまして用意したものでございます。

(議長 片谷会長)

要するにこれは今までに出た意見を評価項目別に付随してセットしていただいた資料だという理解でよろしいですか。

(事務局：土橋副主幹)

その関係は意見整理表ということで後日出させていただきますが、それ以外の、今回今までの議論に出てこなかった部分も、もう少しこういったところもありますということで、ぜひこちらのほうから情報提供という形でさせていただくような形で出させていただいているものの一つです。

議長 片谷会長

分かりました。

要は事務局で気付いた点を列挙された資料という位置付けですね。そうしますと、これを審議会としての正式な意思決定とするためには各委員にこれをご覧いただいて、これに書かれている内容が妥当なものであるかということをご判断いただく都合がありますので、今日これを一個一個全部チェックをしている時間がございませんから、これはお持ち帰りいただいて各委員のご担当分野について D の列に書

いてある記載内容が妥当なものであるかどうかの確認をしていただき、もし記載等の不備等があれば事務局に直接ご意見を出していただいて、次回確定ということによろしいですか。

(事務局：土橋副主幹)

のちほど審議の流れの中、この進めた中でのお話をする予定なのですが。今後また、これからしばらくの間、意見集約の期間等を設けますので、その間に先生方からの意見と合わせて事業者さんと調整をしていかなければいけない会議になります。そういった中で調整をさせていただいて、今までの条例の知事意見を作るパターンでいきますと骨子という形で次の形を整理したものは先生方のところにお見せするような形になるというふうに考えております。

(議長 片谷会長)

分かりました。では今お願いいたしましたこの資料3の内容のチェックも今後、委員の皆様からさらに追加の意見等が事務局に出されるのと並行してチェックをしていただいて、次回は、この審議会としては1月24日というのがあるんですけど、その時はこの案件の審査はないんですが、一応でもその前がいいですね。ですから1月24日以前に事務局にその資料3に関するご意見がありましたら出していただくということをお願いいたします。

では今小委員会3つからの報告をいただき、事業者側からのそれに対する対応方針のご説明をいただき、事務局からその補足も終わりましたけれども、それを全部通しまして何か新たなご意見がありましたら承ります。

よろしいでしょうか。

はい、平林委員どうぞ。

(平林委員)

私のほうでお願いした件で二つあるうちの一つは、ユスリカの件です。私が意見を出した主旨を簡単に説明しておかないと、ユスリカのリストだけ出てきても仕方がないので、補足させていただきます。

私が小委員会で申し上げたのは、ユスリカのように、ある特定の群集について落ちている部分があってはならないと言うことです。ユスリカと同じようなものがあると、一番基本的なデータがなくなってしまうということになりますので、私はそれを危惧しています。ユスリカを一つの例にして、「このようなものは他には無い」ということを再度確認をしていただきたい。と言うことです。ユスリカもそうですけれども、「本当は数多く捕獲されているにもかかわらず、同定作業の繁雑さから実際にはほとんどリストに挙がってこない」というものが無いかどうかの確認を含めてお願いしたということで、どうか趣旨を汲んでいただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 片谷会長)

今の件はよろしいですね事業者さん。

(JR 東海：島川所長)

そのように追加して書いてありましたので。

(議長 片谷会長)

ではよろしくお願いいいたします。

特に追加のご発言が出ませんようでしたら、資料4に、今後のスケジュール等に関することが書かれておりますので、これについて事務局から説明をお願いいいたします。

(事務局：土橋副主幹)

事務局から資料4についてご説明させていただきます。資料4につきましては、これまでかなりの回の小委員会の方にご苦労いただいたということですが、その結果をどういうふうに今後提示していくのかというところで、これまでの流れと、今までにご審議いただいた、今とのそれほど変わらないんですけど、一度日程を入れた形でお示したほうがいいかなということがございまして、この資料を作ってみました。

日程につきましては本日の19日の技術審議会第1回目。これですら中間報告と先生方からもう少しこういうところもというところがあれば、そういうところを少し補強した部分をご検討いただきたいというところです。

明けまして、1月10日につきましては小委員会。これは生活1の小委員会の第3回目を予定しております。それ以降はしばらく意見を取りまとめるような作業をするんですけども、そういった中で1月26日の日曜日ですけれども公聴会を開催いたします。1月31日につきましては、関係沿線の市、町からの意見が提出される期限となりますので、この辺りで集めるべき意見は一通り出てくるようなタイミングとなっております。

それから2月6日におきまして、最終的な意見調整をする中で骨子のほうを2月6日の審議会でお示ししたいと考えております。

まだ最終的な日程は確定してはおりませんが、2月の下旬から3月の上旬、ここに第6回の審議会を開催いたしまして、知事意見案、最終案のほうの検討をしていただきまして、知事意見までに事業者のほうに意見を提出するというような運びで考えております。

また、まとめ方とか進め方につきまして、一応取りまとめの方針とか、意見整理の方法というところで書かせていただきましたけれども、先程も何回かお話していますが、次回までの間は意見の集約作業を事務局としては行っております。集約された意見の論点は整理して知事意見を起こして審議会にご検討いただきます。その審議会の結果を受けまして案の骨子を直しまして具体的な形になった知事意見案を出しましてご審議いただく。

最終的には知事意見案の扱いにつきましては、最終的な庁内調整をもう一度かけまして、提出期限までに事業者の方にお渡しするような形を考えております。ここは日程とほとんど、日程を言葉にした程度の話です。

意見の整理方法につきましてはですけども、まずこれまでの審議でJR東海からの未回答の項目については、事務局を通じまして関係する委員さんのほうにお返しをするような形で調整をさせていただきたいと思っております。

また、ここから意見につきましてはこれで当面終わりということではなくて、気が付いた時に事務局

のほうにお伝えいただく中で、それを事務局としては随時、窓口を事務局としまして事業者さんのほうに資料の提供や、事業者さんのほうからいただいた資料のほうを先生方のほうに情報提供するような形の作業をさせていただきたいと思います。

また、事務局からも今後確認事項等が出てくると思うんですけども、これにつきましては審議会のほうの確認事項と併せまして、審議会の事項としてＪＲ東海のほうに確認をしていただきまして、どの照会をしたかということと、その回答については関連する分野の先生方のほうにご報告をさせていただきたいと思っております。

あと、今後小委員会をどういうふうにしていくかという部分がもう一つご心配のこととして残っていると思います。これにつきましては意見集約をしていく中で、また先生方から意見とか、今後は中で調整をさせていただくことになるとは思いますが、そうした中でやっぱりちょっと開いてみんなで聞いたほうがいい、もしくはオープンの中で確認をしておいたほうがいいねという部分がございましたら、そういった時に必要に応じて開催するような手筈で考えております。

資料４については以上です。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。今ご説明いただいた内容についてご意見、ご質問がありましたら承ります。

生活環境１の小委員会はまだ１回残っておりまして、年内と言いますと今日以前に行われる予定だったのがスケジュール調整がうまくいかずに残っておりますので、これ次にご指摘で続きなんですけれども１月１０日に行われますと。この時は特に磁界の問題について審議が必要かと思っておりますので、まだ磁界については審議事項がいっぱい残っておりまして、ぜひＪＲ東海さんからご回答をそれに間に合わせていただくようお願いしております。

あと、意見整理の方法ですけれども、全てを皆さんお集まりいただいた場だけでやっておりますともう全く間に合わなくなりますので、事務局を中継点とした形でのやり取りをできる限り頻繁に行って今後審議会の開催頻度では追いつかない部分をカバーしていきたいという主旨ですので、ぜひ委員の皆様にもご協力をお願いいたします。

特にご意見、ご質問がなければ、スケジュールについてはご了解いただけたものとさせていただきます。

今回ＪＲ東海さんにも色々時間的な面でこちらから無理をお願いする部分も多々ありますけれども、何せその３月２５日までに知事意見を出さなければならないという法律上の規定ですので、審議会あるいは事務局も最大限努力をるところですけれども、事業者さんとしてもぜひ最大限のご協力をお願いいたします。

しばらく前に社長さんが審議会で必要とされた資料は必ず出しますということを記者会見でおっしゃって、その社長さんが変わられるという報道があって大変心配したんですけども、会長になられてこのリニアに関しては引き続き担当されるというふうに新聞にも書かれておりましたので、ちょっと安心をしているところです。ぜひ最大限のご協力をお願いいたします。

それでは今日の審議は、この件に関する審議はここまでとさせていただきたいと思っておりますので、事業者の皆様方お疲れさまでございました。委員の皆様はあと一件審議がございますので、もうしばらくお待ち下さい。

議題 3

(山梨県環境影響評価条例の改正について)

(議長 片谷会長)

次の議事に入らせていただきます。

議題の3は、山梨県環境影響評価条例の改正についてということで、資料5が用意されております。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：依田課長補佐)

それでは資料の5のほうをご覧くださいと思います。

県のほうで条例の改正を予定しておりまして、そのことについてご議論をいただければと思います。

まず、改正の主旨というところですが、環境影響評価法が一部改正をされまして、放射性物質による大気汚染等に対する規定に基づいて条例についても所要の改正を行うというものです。

改正の内容です。まず、改正の背景ですが、これについては資料5の、めくっていただきまして概要図のようなものがあると思いますが、そちらで説明をさせていただきたいと思います。放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案。これがこの法律が基になりまして環境影響評価法が改正をされております。その環境影響評価法に準じている条例を改正するというものです。

背景の中身ですが、従来環境基本法は放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその他の環境法律に委ねておりました。しかし、平成23年の福島原子力発電所の事故により状況が大きく変わっております。

これを受けて二つ目の枠の中ですけれども、環境法の体系の中でも放射性物質による環境汚染を防止するための措置を行うことができるように明確に位置付ける必要があるというふうに考えられました。そこで環境基本法について放射性物質による大気汚染等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除されています。

環境基本法については、このような改正があったんですが、一方で個別環境法、大気汚染防止法ですとか環境影響評価法、そういった個別法の中にはその時点では放射性物質による環境の汚染の防止のための措置についてその適応を除外する規定、これが残っておりました。今回この表題にあります関係法律の整備に関する法律が制定されたことによりまして、個別法についてもその除外規定を除くということになりました。

改正内容ですが、放射性物質による環境汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する大気汚染防止法、環境影響評価法などの関係法律について、その規定を除外をして、放射性物質による大気汚染に係る常時監視を行うこととするなど、環境基本法の規定の除外に準じた改正を行うというものです。

今回のこの法律の改正で対象となる環境関連の個別法ですが、点線の枠の中にあります大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法、南極地域の環境の保護に関する法律があります。

その裏をめくっていただきたいと思います。

実際に環境影響評価法がどのように改正されたかというのが、その新旧対照表になります。下の段が現行になります。適用除外という定法がありまして、この法律の規定は放射性物質による大気の汚染、

水質の汚濁、かつこの中は飛ばしまして、および土壌の汚染については適用しない。この適用除外が上の改正案のところでは削除されております。

表紙の資料5の紙に戻っていただきたいと思います。先ほど環境影響評価法と同様に、3の改正対象条文というところがありますが、県の条例についても適用除外第60条、この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染については、適用しない。この条項を削除をするという改正の内容です。これを今の予定では来年2月の議会に上程をしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

(議長 片谷会長)

ありがとうございました。

この審議会は環境影響評価条例に基づいて設置されておりまして、この条例を改正することに関してはこの審議会もその改正について審議をする責務を負っているということでございます。従いまして、今日こういう議案が、議事が出されているということですが、何かご質問やご意見がありましたら承ります。

はい、田中委員。

(田中委員)

アセス法の除外規定がなくなったのは、正確にはいつですか。

(事務局：依田課長補佐)

今年の6月です。

(議長 片谷会長)

6月1日ですよ。ここに書いてありますね資料5の。

(事務局：依田課長補佐)

1の二つ目の丸のところにあります。

(議長 片谷会長)

法に主旨を揃える。それから放射性物質による環境影響が環境省の所管になったということですので、これは条例を改正しないと正しいアセス制度の運用ができない状況になっているということですので、拒む理由は何もない話だろうと思いますが、よろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、ではこの審議会としてはこの条例改正については了解したということをお知らせの3番目の議事の結論とさせていただきます。ありがとうございました。

それではこれで本日予定しておりました議事は全て終わりましたが、委員の皆様から何か議事以外のご発言があれば。

議題 4

(その他)

(議長 片谷会長)

では、その他というのは、事務局から何かありますか。

(福原委員)

その前にちょっと一ついいですか。前も一度申し上げたんですけど、この委員会として実際の走行状況をみんなで把握するというようなチャンスは持つ必要はないんですか。個々には行っている人も何人かはいると思うんです。

(事務局：土橋副主幹)

それはちょっと対応が遅くなっていて申し訳ないんですが、調整させていただきまして、あとは先生方のせっかく集まれる日にしてしまうというか、こちらが今審議案件に追われているというところがあって、できれば何グループかに分けまして、都合のいい先生方に対応させていただくような形が取ればありがたいなとは思っております。

ちょっと日程を調整させていただきまして、あとはリニアの走行日のほうをJRのほうに少し前だしで出せるかどうか相談しまして、現地調査会のような形で日程の空いている先生をご案内するような形で対応を考えさせていただきます。

(議長 片谷会長)

このあと次回以降の日程の話があると思うんですけど、新たにまた案件が発生しつつありまして、定足数を満たせる日はその現地に行くのに使えない状況になっておりますから、複数グループに分けて実施して、そして定足数を満たせる日はここで審議をしたいと。審議を終わらせなければという状況ですのでご了解ください。

では日程の話をしてください。

(事務局：土橋副主幹)

それでは先生のほうからもお話があった、今、資料を配らせていただいているので、嫌な予感を感じていただかれるんですけども、実はこれまだ明日正式な手続きが入ることになります、メガソーラーが今2件、これは第3分類事業の判定の手続きになるんですが、甲斐市内で2カ所計画されております。これにつきましての審議をお願いしなければならないということになります。しかも、第3分類事業につきましては判定の期間が非常に短い、60日という日が区切られておりますので、ちょっと短期間でのご審議をお願いしなければならないということをお願いいたします。そのための審議になってしまうんですけども、来年の1月24日に審議会のほうを開催させていただきまして、その際は今ちょっとお手元のほうに配らせていただきました案件のご審議のほうをお願いしたいと思っております。当日は今度は現地調査をすることに、一度見ていただくことになると思いますので、現地調査とセットになりますので、ちょっと長丁場になってしまいますが、よろしく願いいたします。

(議長 片谷会長)

その次も決まっていますよね。

(事務局：土橋副主幹)

その次は2月6日。これは中央新幹線に関する審議をまたお願いすることになります。今日程が確定しているものとしては1月24日と2月6日になります。非常にここ日程が近く間隔で開催させていただきますので、お忙しいところ申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

(福原委員)

確認ですが、この二つは現状同時にやるんですか。

(事務局：土橋副主幹)

非常に近いというか・・・

(議長 片谷会長)

事業計画区域の住所を見ていただくとお分かりになります。その隣です。

(福原委員)

住所が似ているからすごい近いんだなと思ったんですが。

(事務局：土橋副主幹)

距離的には非常に近いことと、あと今ちょうど甲斐市のほうでメガソーラーをやっているその地域でやりますので、全てが実現した場合は相当の面積のメガソーラーのエリアがそこに出現するということになります。

すみません、お手元の資料を見ていただきまして、二つの種類・・・

(議長 片谷会長)

右上の事業者名を見て、別の会社になっていることをご確認ください。

では非常にタイトなスケジュールになりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

ではあとは事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 依田課長補佐)

長い時間どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。